



# 第4次 こうふ男女共同参画 プラン

～あなたも、私も、だれもが  
自分らしく生きるまち～

甲府市



# はじめに

近年、人口減少や少子高齢化の進行のほか、新型コロナウイルスの影響を背景に、価値観やライフスタイルの多様化、働き方についての社会意識が変化するなど、これまで以上に、多様な生き方を認め合うことの重要性が増し、SDGsのゴールのひとつに掲げられた「ジェンダー平等」の必要性が高まっております。



本市におきましては、平成15年に制定した「甲府市男女共同参画推進条例」や「こうふ男女共同参画プラン」に基づき、「一人ひとりがいきいきと活躍できる社会」の実現を目指し、様々な取組を計画的に推進してまいりました。

この度策定いたしました「第4次こうふ男女共同参画プラン」では、本市の目指す姿を市民の皆様と共有するため、「～あなたも、私も、だれもが自分らしく生きるまち～」をキャッチフレーズに掲げるとともに、これまでの施策の成果や「市民意識調査」の結果を検証する中で、より効果的で実効性のある施策に加え、令和3年度に開催した「日本女性会議2021 in 甲府」大会における成果や洗い出された課題を踏まえた取組を盛り込んだところであります。

今後におきましては、本プランに基づき、多様性を認め合い、一人ひとりの考え方や生き方が尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現を目指してまいりますので、市民の皆様をはじめ、関係団体・民間事業者の皆様、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、プランの策定にあたり、ご審議いただいた甲府市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、市民意識調査やパブリックコメントにてご協力を賜りました市民の皆様、そして関係各位に心から感謝申し上げます。

令和5年3月

甲府市長 樋口 雄一

# 目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定方法.....	3
5 計画において目指す社会.....	4
第2章 計画の基本的な考え方.....	5
1 基本理念.....	5
2 計画のキャッチフレーズ.....	6
3 基本目標.....	7
4 体系.....	10
5 SDGsを踏まえた計画策定.....	12
6 施策の展開にあたって.....	15
7 「日本女性会議2021 in 甲府」大会からのレガシー.....	16
第3章 施策の展開.....	17
基本目標Ⅰ あらゆる人権の尊重及びジェンダー平等の実現.....	17
基本目標Ⅱ 暴力の根絶と困難を抱える女性への支援.....	24
基本目標Ⅲ すべての人の生涯にわたる健康づくり.....	30
基本目標Ⅳ すべての人がともに働き続ける職場づくり.....	36
基本目標Ⅴ とともに支え合う家庭づくり.....	45
基本目標Ⅵ 男女共同参画によるまちづくり.....	52
基本目標Ⅶ 男女共同参画社会を目指す推進体制づくり.....	57
数値目標.....	59

資料	61
1 男女共同参画に関する動き	61
2 日本国憲法（抄）	67
3 男女共同参画社会基本法	69
4 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	73
5 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（抄）	79
6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	84
7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	95
8 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	105
9 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	107
10 甲府市男女共同参画推進条例	113
11 甲府市男女共同参画都市宣言	116
12 用語の解説	118





## 第1章

## 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

本市では、平成15（2003）年3月に「甲府市男女共同参画推進条例」を制定し、その基本理念に基づき、「第2次こうふ男女共同参画プラン」を策定しました。その後、平成29（2017）年3月には、「第3次こうふ男女共同参画プラン」に加えて「甲府市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画（甲府市DV防止基本計画）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策に積極的に取り組んできました。また、令和3（2021）年10月には、「男女共同参画社会」及び、「女性が活躍する社会」の実現を目的に「日本女性会議2021 in甲府」大会を開催し、男女共同参画への機運を高めてきました。

国においては、男女共同参画社会の実現が最重要課題であるという考えのもと、平成27（2015）年に制定した、女性の活躍を迅速かつ重点的に推進する「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）や、平成30（2018）年に制定した「政治分野における男女共同参画推進法」など、様々な法整備を進めており、男女が共にあらゆる分野で参画・活躍することを推進しています。

山梨県においては、性別による社会格差を徹底解消する「男女共同参画先進県」の実現を目指すべく、令和4（2022）年に「第5次山梨県男女共同参画計画」を策定しています。

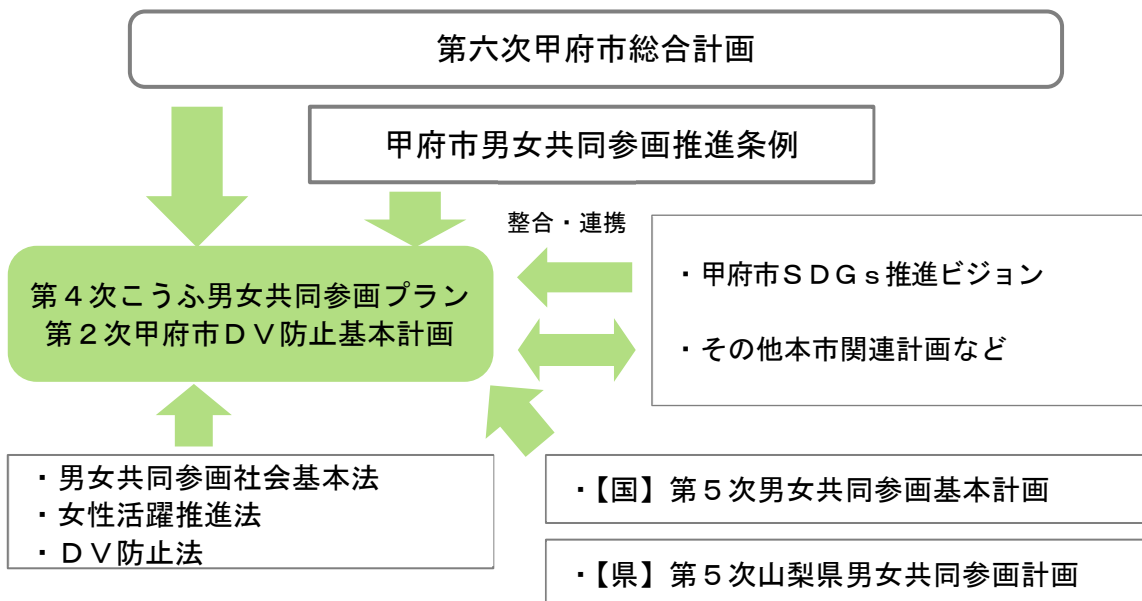
国際社会においては、平成27（2015）年に国連サミットにおいて採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」の一つとして「ジェンダー平等」が掲げられており、SDGsのすべての目標とターゲットに貢献する、重要な目標とされています。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスによる決めつけがいまだ根強く残り、政策方針決定過程への女性の参画や、家庭生活への男性の参画は十分とは言えない状況です。また、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）の被害や、コロナ禍による生活上の困難に陥るなどの影響は、女性の方が多いという現状があります。

本市ではこうした現状と課題を踏まえて、これまでの取組を継承しつつ、社会情勢の変化等による新たな課題や、「日本女性会議2021 in甲府」大会において挙げられた課題に対応するため、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び、山梨県の「第5次山梨県男女共同参画計画」を勘案して、本市の男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、「第4次こうふ男女共同参画プラン」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 2 計画の位置づけ

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」及び、「甲府市男女共同参画推進条例」第8条に基づく「基本計画」として策定します。
- 国の「第5次男女共同参画基本計画」及び山梨県の「第5次山梨県男女共同参画計画」の内容を勘案し、整合性を図ります。
- 行政運営の指針となる「第六次甲府市総合計画」を本計画の上位計画とし、本市の関連計画を含め、整合性を図ります。
- 「女性活躍推進法」第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」として、本計画の基本目標Ⅳ、及びⅤに抱合します。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として、別途「甲府市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」（以下「甲府市DV防止基本計画」という。）を策定し、本計画の重点目標Ⅱ－1に位置づけます。







### 3 計画の期間

前回の計画（「第3次こうふ男女共同参画プラン」）においては、当初は令和3年度までを計画期間としていましたが、令和3年度の「日本女性会議2021 in甲府」大会開催による成果を本計画に反映することを考慮し、計画期間を1年間延長しました。

そのため、本計画の計画期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や国や県の新たな施策等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

※1年間延長



	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度
甲府市	第3次こうふ男女共同参画プラン		第4次こうふ男女共同参画プラン (2023~2027)				
山梨県		第5次山梨県男女共同参画計画					
国	第5次男女共同参画基本計画						

### 4 計画の策定方法

本計画は、市民や有識者から構成される「甲府市男女共同参画審議会」に諮り、その答申を基に策定しました。

策定にあたっては、令和4（2022）年7～8月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」により市民意識の把握に努めました。

また、令和5（2023）年2月にパブリックコメントを実施し、広く市民の意見を反映して、策定しました。



## 5 計画において目指す社会

男女共同参画社会は「女性にとって暮らしやすい社会」がすなわち「男性にとっても暮らしやすい社会」になることであり、この実現を目指すものです。

本市は、男女共同参画社会を目指すためにその取り組み方を、平成25(2013)年に「甲府市男女共同参画都市宣言文」として、以下の6項目に集約しました。

### 【甲府市男女共同参画都市宣言文】

- 物事を決めるすべての場面で「男女がともにいる風景」をつくります。
- 一人ひとりを大切にし、互いの人権を認め守り合う社会（まち）をつくります。
- 男女の特性に基づく差別をなくし、社会的因習や慣習を正します。
- 男女がともに支え合い、生涯をとおした健康づくりをします。
- 互いの人権を尊重した温かい地域や家庭をつくります。
- 「ひとりの人間」として働く意欲や能力が公平に活かされる社会（まち）をつくります。

この宣言は、だれもが平等で、それぞれの尊厳を重んじ、一人ひとりがいきいきと活躍できる社会の実現を目指すもので、これまでのこうふ男女共同参画プランを通じて、様々な施策を推進してきた中で、男女共同参画への理解は市民に徐々に浸透し、取組も広がりを見せてきています。

しかし、社会全体において固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスによる決めつけが依然として存在しており、引き続き意識啓発に取り組んでいく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大が女性の経済的困窮を招き、配偶者等からの暴力や性暴力を深刻化させるなど、女性の地位向上や人権保護に向けた取組を進める必要があります。

少子高齢化に伴う労働力不足やライフスタイルの多様化、国際化などの社会情勢の急激な変化に対応していくためにも、多様性を認め合い、それぞれの能力が十分に発揮できる環境づくりが必要となっています。男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢、国籍、性的指向・性自認（性同一性）に関することなども含め、幅広く多様な人々を包摂し、すべての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものです。男女共同参画社会は、多様性を価値とする21世紀社会の中心に位置すべき重要な概念であり、すべての人にとって、個人の資質・能力が十分に開発・発揮され、個人の選択に応じた自分らしい生き方を可能にする社会の構築を目指すものです。



## 第2章

## 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

本市では、平成15（2003）年3月に制定した「甲府市男女共同参画推進条例」において、次の6つの基本理念を掲げています。本計画は、この基本理念に基づき、豊かで活力ある社会を築いていくため、市民一人ひとりがお互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく社会のあらゆる分野において、だれもが個性と能力を発揮することができる社会の実現に向けた本市の基本的な考え方や方向性を定めるものです。

## 【甲府市男女共同参画推進条例の基本理念】

## 1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。

## 2 社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。

## 3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

## 4 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。

## 5 生涯にわたる健康と安全の確保

男女が、それぞれの性について理解を深めることで、性と生殖に関し、互いの意思が尊重され、生涯にわたる健康と安全が確保されること。

## 6 国際的協調

男女共同参画の推進に向けた取組が、国際的協調の下に行われること。



## 【甲府市男女共同参画推進条例における各主体の責務】

### <市の責務>

市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

市は、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力して男女共同参画の推進に関する施策を実施するものとする。

### <市民の責務>

市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### <事業者の責務>

事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組み、男女が共同して事業活動に参画することができる体制及び職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## 2 計画のキャッチフレーズ

本計画の目指す姿や理念を市民にわかりやすく伝えるため、本計画のキャッチフレーズを以下のとおり定めます。

あなたも、私も、だれもが自分らしく生きるまち





### 3 基本目標

本計画が目指す社会を実現するため、基本理念に基づき、7つの基本目標を掲げて施策の推進に取り組みます。

#### 基本目標Ⅰ あらゆる人権の尊重及びジェンダー平等の実現

だれもが性別に関わりなく自分の生き方を選択し、個性や能力を發揮しながら自分らしく生きることができるよう、固定的な性別役割分担意識を解消し、市民一人ひとりが互いを尊重し、認め合う社会の実現を目指します。

また、子どもの時から性差に配慮したジェンダー平等意識を育むことが重要であり、家庭や学校でのジェンダー平等教育を充実していくとともに、多様な学習機会の提供に努め、家庭・地域・職場などのあらゆる場でコーディネートができる人材の育成を目指します。さらに、性の多様性や性的マイノリティへの正しい理解を促進するための情報発信や意識啓発に努めます。

#### 基本目標Ⅱ 暴力の根絶と困難を抱える女性への支援

##### 【甲府市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画】

※「DV防止法」の規定に基づく「市町村基本計画」として位置づけています。

重大な人権侵害であるDV等に対応するため、DVや各種ハラスメントを許さない社会意識を醸成するとともに、相談窓口の周知や関係機関との連携強化など、DV等の被害者が相談しやすい体制づくりの構築に努め、被害者の早期発見・早期対応と自立支援を目指します。

また、高齢者や障がい者、ひとり親家庭など生活上の困難に陥りやすい人々に対して、相談や各種支援サービス等の環境整備を行い、あらゆる人々が安心して暮らすことのできる男女共同参画の視点に立った包括的かつきめ細やかな支援体制の構築を目指します。

#### 基本目標Ⅲ すべての人の生涯にわたる健康づくり

生涯にわたり心豊かな暮らしを実現するために、性差に応じた健康課題に対応できるよう、女性特有の健康課題や、男女の互いの身体の機能や特徴についての正しい知識を普及し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解など市民のヘルスリテラシーの向上を図ります。

また、市民の健康づくりのための支援体制を充実し、すべての人の心身の健康を総合的に支援します。



## 基本目標Ⅳ すべての人がともに働き続ける職場づくり

だれもが社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活気ある社会を構築するために、法制度の周知・啓発や多様な働き方を選択するための情報提供に努めます。

また、女性が出産、子育て、介護等の理由により離職することなく、多様なライフスタイルに応じた働き方の選択ができるように、長時間労働の是正や男性中心型の労働慣行の変革など職場環境整備を促す施策に取り組みます。

## 基本目標Ⅴ ともに支え合う家庭づくり

家族全員で協力し合い、よりよい家庭について考え行動することは、男女共同参画社会を実現するための第一歩であることから、夫婦・パートナー同士が互いに対等な立場で、家庭生活に積極的に参画できるように支援します。

## 基本目標Ⅵ 男女共同参画によるまちづくり

社会のあらゆる分野において、男女共同参画の視点を取り入れられるよう、だれもが対等な立場で、様々な分野の地域活動や意思決定・方針決定過程へ参画できる環境づくりを進めます。

また、東日本大震災や近年日本各地で発生している豪雨などの大規模な災害の教訓から防災・減災への女性の視点が反映されることが重要となっており、男女共同参画の視点を取り入れた「防災」の取組について充実を図ります。

## 基本目標Ⅶ 男女共同参画社会を目指す推進体制づくり

男女共同参画社会の実現に向けて、諸問題の解決を図るため市民・事業者の協力を得ながら計画を推進します。

また、全庁的な行政課題として庁内のあらゆる部署が男女共同参画の視点を持って、それぞれに取組を進めます。







## 4 / 体系

[ 基本目標 ]

基本目標 I あらゆる人権の尊重及びジェンダー平等の実現

基本目標 II 暴力の根絶と困難を抱える女性への支援

基本目標 III すべての人の生涯にわたる健康づくり

基本目標 IV すべての人がともに働き続ける職場づくり

基本目標 V とともに支え合う家庭づくり

基本目標 VI 男女共同参画によるまちづくり

基本目標 VII 男女共同参画社会を目指す推進体制づくり





[ 重点目標 ]

[ 施策の方向 ]

I-1 人権尊重の実現と意識の醸成	①人権に関する知識の普及 ②男女の特性に基づく差別の禁止 ③ジェンダーに基づく困習・慣習の見直し④メディアリテラシーの向上 ⑤多様な性に関する理解の促進と性的マイノリティの人が暮らしやすい環境づくり
I-2 ジェンダー平等教育と学習の充実	①家庭・学校・生涯学習等におけるジェンダー平等教育の推進 ②多様な選択を可能にする教育・機会の充実
II-1 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援	①配偶者等からの暴力を許さない市民意識の醸成 ②被害者への相談支援の充実及び安全の確保 ③被害者の自立支援の充実 ④職務関係者の資質向上 ⑤関係機関との連携の強化
II-2 暴力の予防と根絶の推進	①女性に対する暴力の防止と根絶のための基盤づくり ②子どもに対する性暴力の防止・救済に向けた環境の整備 ③セクシュアル・ハラスメント等の防止・救済に向けた環境の整備
II-3 生活上の困難に対する支援	①困難に直面する女性に対する支援 ②ひとり親家庭等に対する支援の充実
III-1 男女の互いの性の理解と尊重	①性と生殖における健康と人権啓発・広報 ②妊娠・出産等における支援 ③生涯を通じた女性の健康支援 ④男性に特有な問題の健康支援
III-2 すべての人の生涯にわたる心身の健康づくり	①健康に関する知識の普及と相談支援 ②健康づくりのための保健・健診体制の充実 ③健康をおびやかす問題についての対策の推進
IV-1 働く場における男女共同参画の推進	①男女に均等な労働法制の周知徹底 ②男女に均等な雇用機会及び待遇の確保
IV-2 女性の能力発揮の支援	①女性の職域拡大と育成及び登用の推進 ②女性の起業・キャリアアップ支援
IV-3 生き生きと働くための社会的環境の整備	①仕事と育児・介護の両立支援 ②多様なライフスタイルに応じたワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 ③働く妊産婦への支援
IV-4 多様な働き方を可能とする就業環境の整備	①パートタイム・派遣労働等の就業環境の整備 ②持続可能な働き方の推進 ③女性の職業能力開発への支援
V-1 とともに築く家庭づくり	①性差別のない家庭づくり ②互いの人格を尊重した家庭づくり
V-2 子育ての環境づくり	①男性の育児の促進 ②子育て支援制度の充実 ③子どもが健やかに育つための環境づくり
V-3 介護への参画促進	①介護における男性の参画促進 ②介護支援制度の充実
VI-1 男女共同による地域づくり	①地域社会の困習・慣習の見直し及び男女共同参画への支援 ②男女共同参画の視点からの農業への取り組み ③男女共同参画の視点からの防災への取り組み
VI-2 政策・方針決定の場への男女共同参画	①市政への女性参画の推進 ②女性リーダーの育成
VI-3 国際的協調	①国際規範・基準の取り入れ浸透 ②外国との交流機会の促進
VII-1 市民参加による推進体制の整備	
VII-2 庁内推進体制の充実	

## 5 / SDGs を踏まえた計画策定

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成27年度に国連サミットで採択された17のゴールと169のターゲットからなる国際目標で、2030年までの達成を目指すこととしています。SDGsでは「誰一人取り残さない（no one will be left behind）」という共通理念を掲げています。このSDGs5つ目のゴールとして「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、政治や経済、社会の中での男女共同参画の実現や、すべての女性の能力を伸ばし、可能性を広げることが謳われています。

本市においては、「甲府市SDGs推進ビジョン」を策定し、SDGsの考え方を様々な施策・事業を展開するための基本と位置づけ、SDGsを積極的に推進しています。また、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現は、本市総合計画の都市像の実現を一層推進するものであるため、SDGsの理念を本市の主要な政策に反映し、各取組を加速させていきます。

本計画ではこれらを踏まえ、それぞれの重点目標に関係の深いSDGsの目標を設定することでSDGsの視点を取り入れ、SDGsの理念と共に各施策を推進していきます。



## 各重点目標と関連するSDGs





### 基本目標Ⅰ あらゆる人権の尊重及びジェンダー平等の実現

重点目標1 人権尊重の実現と意識の醸成		
		
重点目標2 ジェンダー平等教育と学習の充実		
		

### 基本目標Ⅱ 暴力の根絶と困難を抱える女性への支援

重点目標1 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援		
		
重点目標2 暴力の予防と根絶の推進		
		
重点目標3 生活上の困難に対する支援		
		

### 基本目標Ⅲ すべての人の生涯にわたる健康づくり

重点目標1 男女の互いの性の理解と尊重	
	
重点目標2 すべての人の生涯にわたる心身の健康づくり	
	



### 基本目標Ⅳ すべての人がともに働き続ける職場づくり

重点目標1 働く場における男女共同参画の推進			
5 ジェンダー平等を 実現しよう 	8 働きがいの 経済成長も 	9 産業と技術革新の 基盤をつくらう 	17 パートナーシップで 目標を達成しよう 
重点目標2 女性の能力発揮の支援			
5 ジェンダー平等を 実現しよう 	8 働きがいの 経済成長も 	9 産業と技術革新の 基盤をつくらう 	17 パートナーシップで 目標を達成しよう 
重点目標3 生き生きと働くための社会的環境の整備			
5 ジェンダー平等を 実現しよう 	8 働きがいの 経済成長も 	9 産業と技術革新の 基盤をつくらう 	17 パートナーシップで 目標を達成しよう 
重点目標4 多様な働き方を可能とする就業環境の整備			
5 ジェンダー平等を 実現しよう 	8 働きがいの 経済成長も 	9 産業と技術革新の 基盤をつくらう 	17 パートナーシップで 目標を達成しよう 





### 基本目標Ⅴ とともに支え合う家庭づくり

重点目標1 とともに築く家庭づくり		
5 ジェンダー平等を 実現しよう 	3 すべての人に 健康と福祉を 	10 人や国の不平等 をなくそう 
重点目標2 子育ての環境づくり		
5 ジェンダー平等を 実現しよう 	3 すべての人に 健康と福祉を 	10 人や国の不平等 をなくそう 
重点目標3 介護への参画促進		
5 ジェンダー平等を 実現しよう 	3 すべての人に 健康と福祉を 	10 人や国の不平等 をなくそう 

## 基本目標Ⅵ 男女共同参画によるまちづくり

重点目標1 男女共同による地域づくり		
		
重点目標2 政策・方針決定の場への男女共同参画		
		
重点目標3 国際的協調		
		

## 基本目標Ⅶ 男女共同参画社会を目指す推進体制づくり

重点目標1 市民参加による推進体制の整備	
	
重点目標2 庁内推進体制の充実	
	

## 6 施策の展開にあたって

各施策ごとに、今後の取組内容を記載しておりますが、本計画の各施策の推進にあたっては、市民、事業者、行政のそれぞれが役割を果たし、連携して取り組んでいくことが必要です。

そのため、「市民の取り組み」「事業者の取り組み」「行政の取り組み」という項目を施策の方向の中に設けています。各重点目標の下にあるそれぞれの施策の方向との関連で、行政の取り組みに加えて、市民や事業者の具体的な行動を例示しています。



## 7 「日本女性会議2021 in 甲府」大会からのレガシー

令和3（2021）年10月に開催した「日本女性会議2021 in 甲府」大会において、「男女共同参画社会」や「女性が活躍する社会」の実現に向けた課題や取組方針が話し合われました。この課題や取組方針を大会の成果（＝レガシー）とし、令和4（2022）年度には、本大会に携わった方々をメンバーに「こうふまちづくりラウンジ」を設置し、このレガシーを基に本市へ提言を行うための検討を重ねました。令和5（2023）年2月には検討した結果を市長に提言しています。

この提言内容を、本市の男女共同参画社会の推進にあたり重要なものと捉え、事業化に向けて検討をしていきます。本計画には提言内容を踏まえた記載を盛り込むために、「第3次こうふ男女共同参画プラン」の計画期間を1年間延長し、内容を反映することで、提言内容の実現性を高め、より実効性・将来性のある計画としています。

第3章「施策の展開」内の、それぞれの「行政の取り組み」に、このレガシーに該当するものには **レガシー** と記載しています。

日本女性会議は、男女共同参画に関する国内最大級の会議として、1984年に名古屋市で開催されて以降、全国各地で年1回開催されてきました。2021年（38回目）は甲府市において、県内では初めての開催となり、大会の意義や課題について分析するシンポジウムや、性の多様性や女性活躍などをテーマにした10の分科会などを催しました。新型コロナウイルス感染症の影響により、大会はオンライン配信となりましたが、市内はもとより、全国から多くの方の参加があり、本市の男女共同参画・女性活躍の機運が高まりました。



日本女性会議  
2021 in 甲府

大会テーマ：未来へつなぐ まちづくりは人づくり  
～甲斐の国から ともに～

開催日：2021年10月22日・23日

大会参加者数：1,817人

プログラム再生数：10,007回





## 第3章

## 施策の展開

## 基本目標Ⅰ あらゆる人権の尊重及びジェンダー平等の実現

市民一人ひとりが互いを認め合い、尊重し合う意識を持つためには、幼少期から人権尊重を基盤にした男女共同参画について理解を深めることが重要です。

「男は仕事、女は家庭」などの固定的な性別役割分担意識は、個人としての能力の発揮や、活動の選択を制限するもので、男女共同参画が進まない要因となっています。

市民意識調査結果では、「男は仕事、女は家庭」という性別で役割を固定した考え方について、平成27年度調査と比較すると、男女共に「そう思わない」の割合が増加しています。一方、女性に比べ、男性で「そう思う」の割合が7ポイント以上高く、男女間では意識の差があります。

また、政治分野での男女平等について、男性が優遇されていると思う割合が約8割と高く、社会通念や習慣においても、依然として固定的な性別役割分担意識が存在しています。

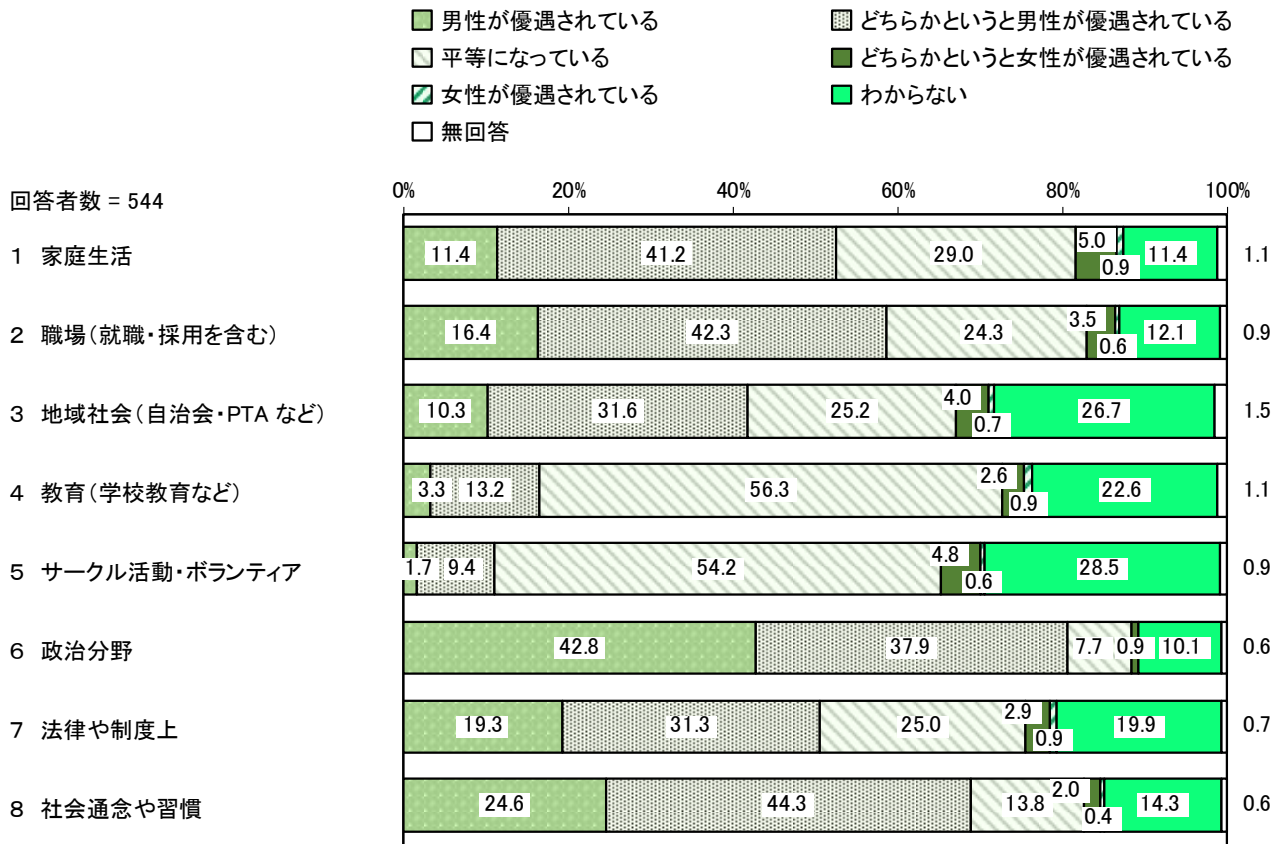
その他に、男女共同参画社会の実現に向けて、重要だと思うことについて「男女共同参画意識を育てる学校教育の充実」は約4割、「男性への意識啓発及び相談機能の充実」が約2割となっています。

「日本女性会議 2021 in 甲府」大会の開催により、男女共同参画社会の実現に向けた機運が高まっている中、今後も、社会の多様なニーズに対応するためにも、無意識の思い込みによる悪影響が生じないように、様々な分野で性別等や慣習にとらわれることなく能力を発揮できる環境づくりを進めることが大切です。

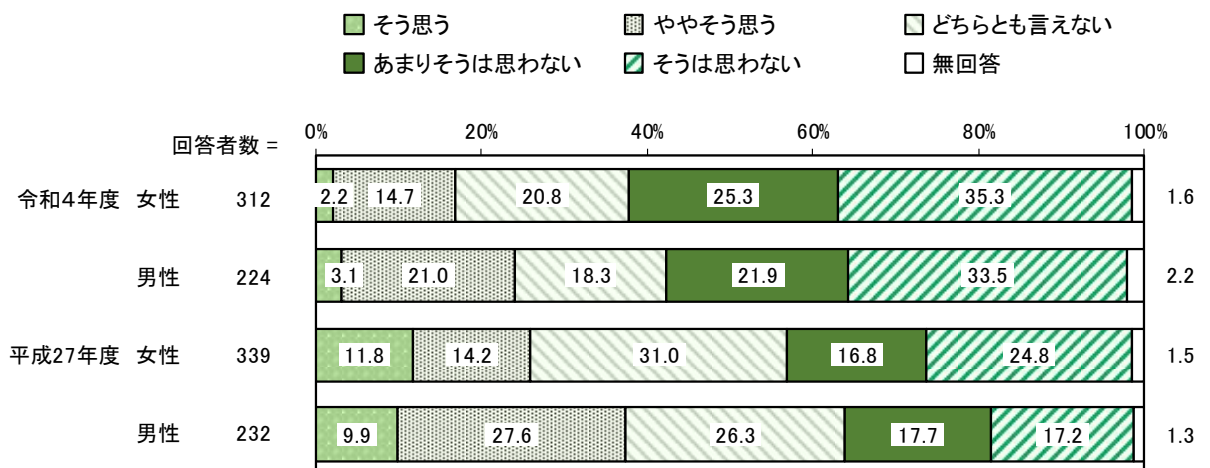
そのため、慣習やしきたりを見直し、幼児から高齢者まで幅広い世代に、固定的な性別役割分担意識を植え付けたり、とらわれたりすることがないように、社会全体の意識の醸成を図るための啓発が必要です。

また、次世代を担う子どもたちについては、子どもの頃から人権を尊重する感性を育み、自他の人権を大切にしながら、一人ひとりが将来を見据えて自己を形成できる教育を充実することが必要です。

[ 分野ごとの男女平等 (R4 市民意識調査) ]



[ 「男は仕事、女は家庭」という考え方 (市民意識調査) ]







## I-1 人権尊重の実現と意識の醸成

### ① 人権に関する知識の普及

市民一人ひとりが互いを認め合い、尊重し合う意識を持つためには、幼少期から人権尊重を基盤にした男女共同参画について理解を深めることが重要です。

「男は仕事、女は家庭」などの固定的な性別役割分担意識を解消するため、人権に関する知識の普及を進めます。



#### 市民の取り組み

- 憲法や法律を身近なものとして考える機会をつくりましょう。



#### 行政の取り組み

- 講座等を開催し、人権意識や男女共同参画推進への意識の醸成に努めます。  
(人権男女参画課・生涯学習課)
- 男女共同参画に関する図書等の充実及び関連資料の収集、登録図書の周知に努め市民に貸し出します。  
(人権男女参画課)

### ② 男女の特性に基づく差別の禁止

男女は生来的に違う存在で能力も適性も異なるという「男女特性論」は、人間として一人ひとりの能力や適正を見逃してしまう危険性があり、個人の自由な生き方や選択を奪ってしまうことにつながります。

男女が性別によって差別されない社会を目指し、男女の特性に基づく差別を解消する意識啓発を進めます。



#### 市民の取り組み

- 生活の中にある男女差別や性別による役割分担を見つけてみましょう。



#### 行政の取り組み

- 各団体との連携を持ちながら、あらゆる場と媒体(メディア、インターネット、活字、映像)を通じてジェンダー平等意識の啓発に努めます。  
(人権男女参画課)



### ③ ジェンダーに基づく因習・慣習の見直し

「女はこうあるべき、男はこうあるべき」など、性別で役割や行動を固定したり、制限したりする考えが今も根強く残っています。「ジェンダー」にとらわれた考えは、人間の自由や平等を否定することにもつながります。

だれもが社会的につくられた性別にとらわれず、人権尊重を基盤に、個性と能力を活かして「自分らしく」生きることができるよう、ジェンダーの視点に立った意識の改革や環境整備に努めます。



#### 市民の取り組み

- 「男は仕事、女は家庭」、「女（男）だから」、「男（女）のくせに」といった考え方を改めましょう。



#### 事業者の取り組み

- 事業所内研修等で「ジェンダー」について理解を深めましょう。



#### 行政の取り組み

- 身近な差別的なしきたりや社会慣習・制度等を見直すため、講座や講演会等を開催するほか、啓発パンフレット等を配布し、ジェンダーにとらわれない考え方を推進します。 （人権男女参画課）
- 男女共同参画に関するフォーラム・シンポジウム等を開催し、ジェンダー平等意識の醸成を図ります。 レガシー （人権男女参画課）

### ④ メディアリテラシーの向上

一部のメディアの中には、性別役割分担を固定化するような情報や性の商品化あるいは暴力的差別的表現など、人間の尊厳を傷つけるような内容が見受けられ、また、そういう情報や表現を無意識のうちに受容している現状があります。

メディアにおける人権尊重を促進するため、市民がメディアリテラシーを向上させるための支援や適切な広報活動を行います。



#### 市民の取り組み

- メディアからの情報を人権尊重という視点、「ジェンダー」にとらわれない視点で見るよう努めましょう。
- メディアからの人権侵害等の恐れのある情報はないかを監視しましょう。
- インターネット上にホームページやブログを作成する際、「ジェンダー」という視点から見て適切かどうか考えてみましょう。



### 行政の取り組み

- メディアをはじめ、様々な媒体から受け取る情報を、人権尊重という視点で、その表現に含まれる固定的な性差観・性差別に対する意識啓発や学習機会の確保に努めます。 (人権男女参画課)

### ⑤ 多様な性に関する理解の促進と性的マイノリティの人が暮らしやすい環境づくり

性的指向・性自認に関すること等を理由に社会的困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景として、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合があります。

このような問題についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めます。

### 市民の取り組み

- 一人ひとり個性があるように、性の在り方にも多様性があることを尊重します。

### 事業者の取り組み

- 事業者においても、性の在り方にも多様性があることの理解を深めましょう。

### 行政の取り組み

- 講演会やパネル展を開催するなど、多様な性に対する正しい理解を広め、偏見や差別の解消を図ります。 **レガシー** (人権男女参画課)
- 社会全体が性の多様性を尊重し、認め合う環境づくりのため、よりよいパートナーシップ宣誓制度の導入に関して検討を行います。 **レガシー** (人権男女参画課)



## I-2 ジェンダー平等教育と学習の充実

### ① 家庭・学校・生涯学習等におけるジェンダー平等教育の推進

家庭は子どもが人間として成長をしていく上で、重要な役割を担う生活の場であり、また、学校教育の場も、男女共同参画意識づくりに大きな影響を及ぼすことから、家庭、学校、社会などにおける教育や学習は、ジェンダー平等を含めた人権尊重の意識を根づかせていく上で大変重要です。

多様な学習機会を通じて、ジェンダー平等意識の浸透を図れるような学習プログラムを実施し、ジェンダー平等教育を進めます。



#### 市民の取り組み

- 一人ひとりの存在を大切にするという目標を常に持ちましょう。



#### 行政の取り組み

- 身近な差別的なしきたりや社会慣習・制度等を見直すため、啓発活動や地域における出前講座を開催します。 (人権男女参画課)
- 固定的な性別役割分担を見直し、差別や偏見をなくしてだれもが共に充実した家庭を築いていくための意識づくりの啓発に努めます。 (人権男女参画課)
- 社会科や特別の教科 道徳等をはじめとする日常の教育活動を通して、人権尊重やジェンダー平等、男女の協力などについて理解を深めていきます。 (学校教育課)
- 教育関係者のジェンダー平等についての理解を一層深め、より適切な指導が図れるよう情報の発信に努めます。 (学校教育課)
- 生涯学習活動を通じて、指導者への男女共同参画意識の向上に努めます。 (生涯学習課)
- 保育所においてジェンダー平等についての理解を深めていきます。 (子ども保育課)
- 若年層に対する包括的性教育の実施に努めます。 **レガシー** (人権男女参画課)

## ② 多様な選択を可能にする教育・機会の充実

進学先や就職など、進路における固定的な性別役割分担意識は、個人としての能力の発揮や、活動の選択を制限するもので、男女共同参画が進まない要因となっています。

性別に関わりなく個性と能力を発揮できるようにするため、学校における教育活動全体を通じて、性別にとらわれない生き方や働き方を示すなど、学ぶ機会の提供に努めます。

### 市民の取り組み

- 性別に関係なく、様々な仕事に興味を持ち、職業や働き方について学びましょう。

### 行政の取り組み

- 学校での進路指導において、一人ひとりの個性や能力を活かし伸ばす指導を行っていきます。(学校教育課)
- 学校教育において、多様な選択を可能にするキャリア教育の充実に努めます。(学校教育課)



## 基本目標Ⅱ 暴力の根絶と困難を抱える女性への支援

DVの防止の観点から、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力を許さないという意識を社会全体で共有することが求められています。

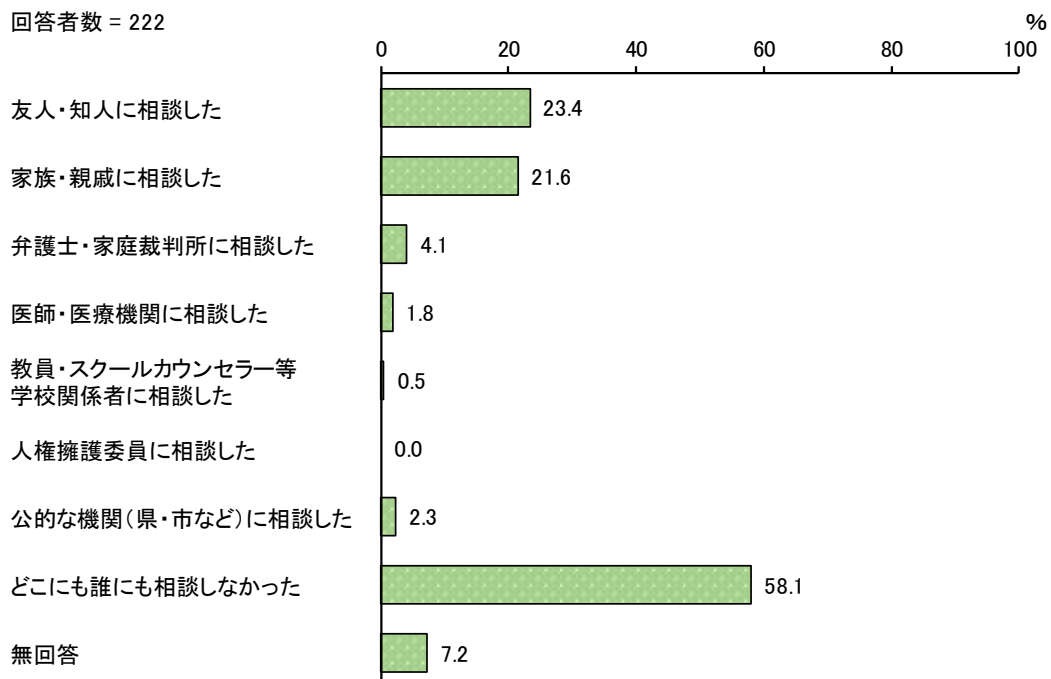
市民意識調査結果では、配偶者・恋人から暴力を受けた人が1割程います。また、配偶者等から暴力を受けたことがある人のうち、「どこにも誰にも相談しなかった」の割合が約6割と最も高く、その理由として「相談するほどのことではなかった」「自分にも悪いところがあった」「自分さえ我慢すれば何とかやっていけると思った」などの意見が挙がっています。

そのため、配偶者等に対して暴力を振るうことが、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて、市民に広く周知されることが必要です。

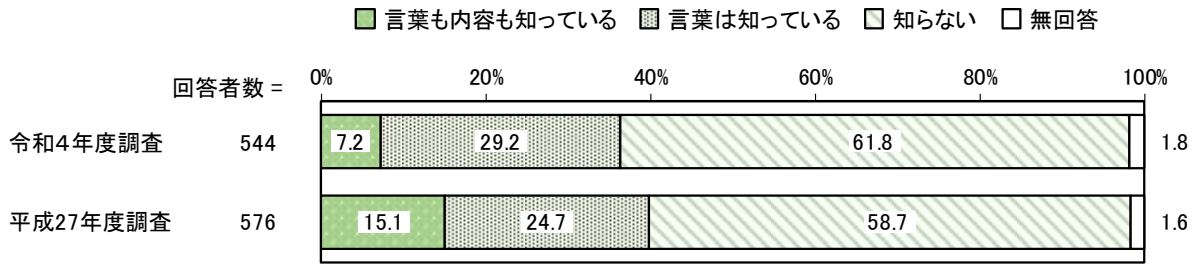
また、「甲府市女性総合相談室」を市民に広く知ってもらうため、DVの相談機関の周知を図るとともに、保健・医療機関や学校、保育園、地域団体など関係機関と情報共有し、潜在化しがちな被害者が相談しやすい環境をつくることが重要です。

さらに、人権教育、ジェンダー平等教育または人間関係についての教育を推進し、若年層に対しては、交際相手からの暴力（デートDV）について積極的に情報を提供するとともに、未然の防止のための知識の習得が必要です。

[ DVを受けた際の相談先について（R4市民意識調査） ]



[ 甲府市女性総合相談室の認知度について（市民意識調査） ]



また、DVによる被害の相談件数は全国的に増加しています。DVは、被害者への重大な人権侵害であるとともに、男女共同参画社会の実現を妨げるものであり、DVに関する正しい知識の普及が今後も必要であることから、「いかなる暴力も絶対に許さない」という意識の確立が求められます。

市民意識調査結果によると、DV等を防止するために必要な対策について、「「配偶者(パートナー)からの暴力は犯罪である」という意識づくりのための啓発活動」の割合が46.3%と最も高くなっています。

様々な暴力を根絶するため、暴力の加害者、被害者、傍観者とならないための幼少期からの教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備等、警察や相談所など関係機関や民間団体が連携し、暴力根絶に向けた基盤づくりの強化が必要です。

また、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等各種ハラスメントも社会的にも広く認識されるようになり、これらのハラスメントを根絶するため、人間の尊厳に関わる基本的人権の問題としてとらえ、事業所や教育現場等において、ハラスメントの防止対策を徹底して行うことが必要です。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大などを背景に、健康や生活、収入への不安が広がっている傾向にあります。こうした不安を解消できるよう、支援制度の充実と周知を図っていく必要があります。





## Ⅱ－1 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援

### 【第2次甲府市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画】

夫婦・恋人間のDVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。しかし、言葉による暴力などはDVであるにもかかわらず、そう認識されていないのが現状です。

暴力を防止するために暴力を容認しない社会の実現と、被害者を早期発見し適切な相談や対応を行える環境づくりを進めます。



#### 市民の取り組み

- DVを受けたときは、一人で悩まないで、「山梨県配偶者暴力相談支援センター」や「警察」、「甲府市女性総合相談室」などに相談しましょう。
- DV被害者を見つけた場合、「山梨県配偶者暴力相談支援センター」や「警察」、「甲府市女性総合相談室」などに相談するよう勧めましょう。



#### 行政の取り組み

- 【第2次甲府市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画】に定められている取組を行います。その概略は、次のとおりです。

#### 【第2次甲府市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画】概要

##### <基本目標>

- I 配偶者等からの暴力を許さない市民意識の醸成
  - 1 普及啓発の推進
  - 2 通報や相談窓口に関する情報提供
  - 3 若年層への教育の充実
- II 被害者への相談支援の充実及び安全の確保
  - 4 相談支援の充実
  - 5 被害者の安全の確保
- III 被害者の自立支援の充実
  - 6 住宅の確保に向けた支援
  - 7 就業に向けた支援
  - 8 経済的支援等の生活支援
- IV 職務関係者の資質向上
  - 9 相談員等の資質向上及び研修の充実
- V 関係機関との連携の強化
  - 10 関係機関との連携強化





## Ⅱ－２ 暴力の予防と根絶の推進

### ① 女性に対する暴力の防止と根絶のための基盤づくり

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。この認識を広く社会に徹底し、市民一人ひとりが認識を持つための啓発に努め、女性に対するあらゆる暴力の根絶を目指します。



#### 市民の取り組み

- 女性に対する暴力は、女性の人権を侵害し、女性や社会に深刻な影響を及ぼすことを理解しましょう。
- 暴力被害を告発しやすい環境を作りましょう。



#### 行政の取り組み

- 人権に関する講座やパネル展等を開催し、女性に対する暴力の防止への啓発を行います。  
(人権男女参画課)

### ② 子どもに対する性暴力の防止・救済に向けた環境の整備

内閣府が令和2年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、性被害にあった人は20歳代が45.8%と最も多いほか、18歳未満で被害にあった人が約3割を占めています。

また、被害者が子どもの場合は、身体的・精神的に大きな被害を受け、生涯の生活に深刻な影響を及ぼすことに十分配慮し、必要な支援を適切に受けられるよう関係機関や庁内の連携体制の強化に努めます。



#### 市民の取り組み

- 性暴力の被害にあわないため、デートDV等に関する知識を深めましょう。



#### 行政の取り組み

- 要保護児童の適切な保護または要支援児童若しくは特定妊婦への支援を図るため要保護児童対策地域協議会において、児童虐待の防止について情報共有を図るとともに、児童相談所との連携に努めます。  
(子育て支援課)



### ③ セクシュアル・ハラスメント等の防止・救済に向けた環境の整備

セクシュアル・ハラスメントは、被害者の人権を著しく侵害し社会的にも許されない行為です。また、職場における人権侵害として、パワーハラスメントの問題も深刻化しています。

各種ハラスメントの防止に向けて、事業者等に対してハラスメントに関する法制度の周知に努め、ハラスメント防止対策を推進します。



#### 市民の取り組み

- 各種ハラスメントは人権を侵害する問題だと理解しましょう。



#### 事業者の取り組み

- 事業所内でハラスメント被害にあった従業員が相談できる体制をつくりましょう。
- 事業所内研修等で各種ハラスメント防止の重要性について周知しましょう。



#### 行政の取り組み

- 関係機関と連携して、ハラスメント防止のための啓発やホームページ等による相談窓口の情報提供に努めます。(人権男女参画課)
- セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する啓発図書やDVD等の貸し出しを行います。(人権男女参画課)
- セクシュアル・ハラスメント等の防止について事業者等へ働きかけます。(人権男女参画課)

## II-3 生活上の困難に対する支援

### ① 困難に直面する女性に対する支援

女性は非正規雇用労働者の割合が高く、このことが貧困に陥りやすい背景の一つとなっています。また、近年の経済の低迷に伴う雇用・就業環境の急激な変化により、貧困など困難な状況に置かれた人が増えています。

このような状況を解消するため、生活困窮者に対する相談支援や就労支援等、それぞれの状況に対応した支援を行います。



### 市民の取り組み

- 地域で支援を必要としている人への声掛け、見守りを行いましょう。



### 行政の取り組み

- 社会的・経済的な格差を背景に、男性よりも貧困等の生活上の困難に直面しやすい立場にある女性に対し、困難を抱える女性・家庭の早期発見に努め、経済的支援や就労、生活面などの支援を行います。（生活福祉課）
- 外国人・高齢者・障がい者などで、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている人へ支援に関する情報提供に努めます。（人権男女参画課）
- 社会から孤立している女性など、生活上の悩みや不安を抱える人に対して、女性が集う居場所を提供するほか、相談体制の充実を図ります。**レガシー**（人権男女参画課）

## ② ひとり親家庭等に対する支援の充実

社会的に困難な状況に置かれがちなひとり親家庭に対し、生活の安定と経済的自立に向けた支援や、日常生活における様々な支援を行っていくことが重要です。

ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、子育て支援や就労支援等、それぞれの家庭の状況に応じた支援を行います。



### 市民の取り組み

- ひとり親家庭等を支援する公的制度等を知り、必要としている人に伝えましょう。



### 事業者の取り組み

- 子育てしながら働き続けることができる職場環境づくりに努めましょう。



### 行政の取り組み

- ひとり親家庭に対して、きめ細かな相談を行い、経済的支援、就労支援、生活支援など自立に向けた支援を行います。（子育て支援課）
- 対象者が適切に支援を受けられることができるよう支援制度等の普及啓発を行います。（子育て支援課）

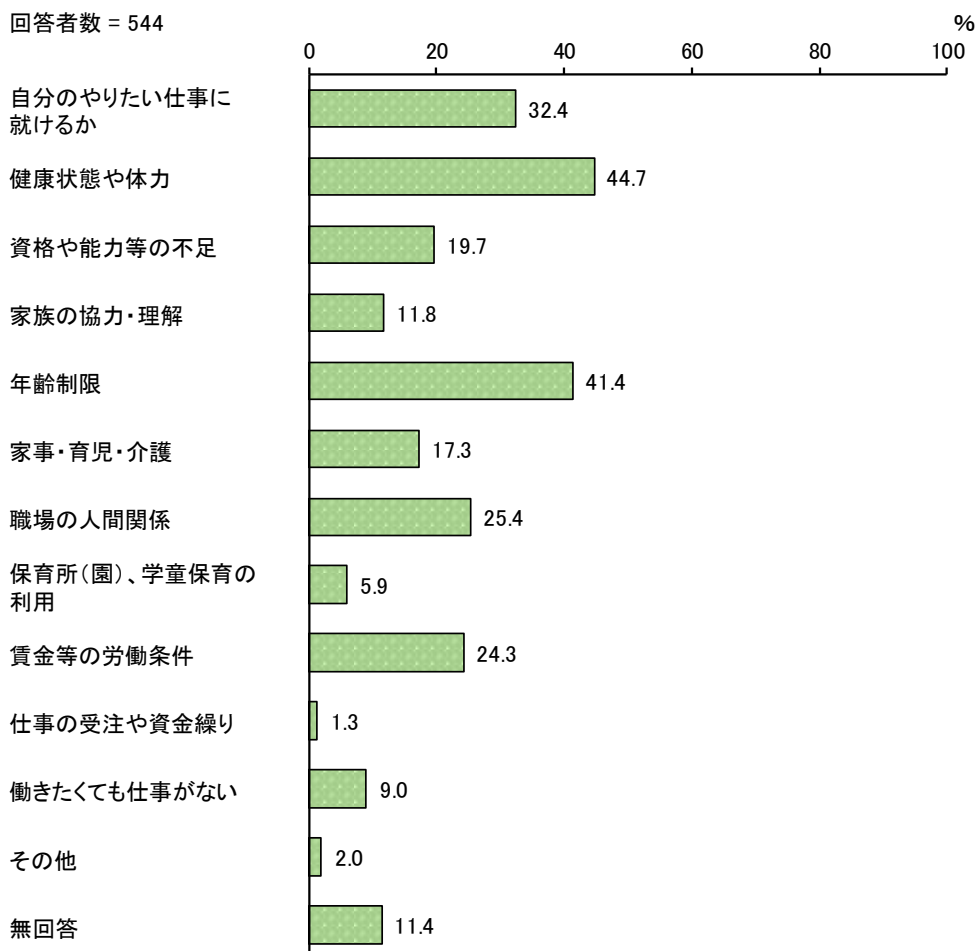
## 基本目標Ⅲ すべての人の生涯にわたる健康づくり

男女の身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提となります。特に女性は妊娠・出産期のみならず、思春期・更年期など生涯を通じて、男性とは異なる健康上の問題に直面することになります。こうした問題への対応には、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の概念に配慮する必要があります。自分の身体のことを自分で決めることは、女性の大切な権利であるという認識を広めていくとともに、心身や生活の状況が大きく変化しやすい女性特有の問題であることを踏まえた上で、人生の各ステージに応じて、健康や性に対する多様な情報提供の充実を図ることが必要です。

市民意識調査結果においては、仕事をする上で、また働きたいと思ったとき支障となることについて、「健康状態や体力」が4割半ばと最も高くなっており、市民の健康に関する意識も高く、各ライフステージにおける健康づくりの重要性がうかがえます。

また、近年では、新型コロナウイルス感染症の影響により、心の健康に関する相談が増加している等、心の健康づくりに関する対応も必要となっています。

[ 仕事をする上で、また働きたいと思ったとき支障となること (R4 市民意識調査) ]



## Ⅲ－1 男女の互いの性の理解と尊重

### ① 性と生殖における健康と人権啓発・広報

女性は、妊娠や出産をする可能性があることから、男性とは異なる健康上の問題に直面します。また、男女が置かれている状況が背景となって、男性主導の避妊や性行動を生み出し、結果として望まない妊娠や性感染症などによって、女性の健康と権利がおびやかされています。

男女が共に互いの身体について正しい知識を持ち、生涯を通じて自らの健康保持増進を支援する取組の充実を図ります。



#### 市民の取り組み

- 自分の性を大切にするとともに、相手の性も大切にしましょう。
- 男女の身体的・生理的な特徴や心身の状態を理解し合い、性に対する正しい知識を持ちましょう。
- 性に関することは家族間で話しにくいものです。思春期の子どもの行動や、更年期、高齢期の悩みごとなど夫婦や家族で話しやすい環境をつくっておきましょう。



#### 行政の取り組み

- 女性の思春期や更年期における健康上の問題や性関係、妊娠、出産、感染症等の理解を深めるための情報提供や啓発に努めます。  
(母子健康課・地域保健課)
- 思春期の子どもたちを対象に、命の大切さや性教育、心身の健康づくりについて学ぶ機会の提供に努めます。  
(母子保健課)
- 心の健康づくり対策として、健康相談や健康教室等を実施します。  
(精神保健課・地域保健課)



## ② 妊娠・出産等における支援

妊娠または出産等において、夫婦やパートナーの双方がよりよい協力関係を保つとともに、女性は妊娠や出産に関わることについて、正しく適切な情報に基づいて、自らの意思で選択することができ、男性はその意思を尊重し、協力していくことができるよう、支援に努めます。



### 市民の取り組み

- 妊娠、出産について家族で話し合い、妊婦相談や講座に参加しましょう。



### 行政の取り組み

- 妊娠届出時の面談や出産後の家庭訪問等を通じ、妊娠・出産期における女性の健康を支援します。（母子保健課）
- 不妊に関する相談体制の充実や経済的負担の軽減を図ります。（母子保健課）
- 周産期医療の充実と母子保健の啓発を図ります。（市立甲府病院看護部）

## ③ 生涯を通じた女性の健康支援

生涯を通じた女性の健康支援は、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）についての意識の浸透が大切です。また、女性は生物的性差のために、ライフサイクルを通じて男性と異なる身体の変化や病気があり、さらに、「ジェンダー」が根強くあるために健康が蝕まれています。

これを社会全体としての問題と捉え解消するために、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」について、関心を持ち、正しい知識を得て認識を深めるための取組を行います。



### 市民の取り組み

- 男女の身体や生殖のしくみの違いについて正しく理解し、自分の身体に関することは自分で決められる力を養い、生涯にわたる健康に配慮しましょう。



### 事業者の取り組み

- マタニティ・ハラスメントの防止に取り組みましょう。



### 行政の取り組み

- リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する理解を深めるための啓発に努めます。（人権男女参画課）

#### ④ 男性に特有な問題の健康支援

男性も女性と同じような精神や身体の老化メカニズムがあります。男性ホルモンの低下による精子数の減少や男性更年期に見られる症状は、年齢的なものや、職場におけるパワーハラスメント等の人間関係から生じる性機能の低下やうつ病、不眠症といった精神・神経症状や動悸、肩こりなど自律神経系の乱れによるもの等、様々な身体症状が見られます。健康管理を進めていくため、各種健康診査の受診促進を図るとともに、介護予防、メンタルヘルス対策などの支援を充実します。

##### 市民の取り組み

- 男性の健康について夫婦（パートナー）・家族で話し合ってみましょう。

##### 行政の取り組み

- 各種健康診査や検診を充実させ、健康管理が自分でできるよう支援します。  
(地域保健課)
- 男性シニアも対象としたフレイル予防教室など、生涯にわたる健康のための啓発・支援を行います。  
(地域保健課)







## Ⅲ-2 すべての人の生涯にわたる心身の健康づくり

### ① 健康に関する知識の普及と相談支援

心身共に健康であることはすべての人の願いです。バランスのとれた食生活や、生涯を通じたスポーツも健康づくりの重要な要素です。子どもからお年寄りまで一人ひとりの生涯を通じた健康づくりを支援するため、健康づくりに関する情報提供や相談支援、健康教育等を充実します。



#### 市民の取り組み

- 自分の身体のことに関心をもち、健康に心がけましょう。



#### 行政の取り組み

- 関係機関・団体と連携を取りながら、様々な活動を通じて健康づくりの普及啓発を図ります。  
(健康政策課)
- 健康に関する情報の収集・提供に努め、健康教室、家庭訪問、健康相談等により、生涯にわたる健康づくりと疾病予防の知識の普及、支援に努めます。  
(地域保健課)
- 保健計画推進連絡協議会、愛育連合会、食生活改善推進員連絡協議会など各地域に根ざした団体との連携を図りながら身近な場所で参加できる健康教育・健康相談の実施に努めます。  
(地域保健課)

### ② 健康づくりのための保健・健診体制の充実

すべての人の生涯のライフステージに応じた心身の健康維持と健康づくりが図れるよう、健康診査、健康相談、予防対策や性教育の充実など、健康づくりへの取組を支援します。



#### 市民の取り組み

- 定期健康診断や各種健康診査の受診に心がけましょう。



#### 行政の取り組み

- 思春期、妊娠・出産期、育児期、更年期、高齢期の各期における課題に応じた健康づくりのための支援を行います。  
(地域保健課・母子保健課)
- ライフサイクルに応じた各種健康診査や検診を実施し、疾病の予防や早期発見に努めます。  
(地域保健課)





- 健康支援センター等を拠点とし、地域ごとに参加できる介護予防のための事業やフレイル予防教室を実施し、自立した健康的な生活を支援します。

(地域保健課)

### ③ 健康をおびやかす問題についての対策の推進

社会生活の複雑化・多様化に伴い、健康の被害や心の病、また感染症の増加など健康をおびやかす問題が懸念されています。心身共に健康づくりを進めていく中で、睡眠や休養などの生活習慣を見直し、改善できるよう支援します。また、性と健康をおびやかす諸問題への対応も早急に確立しなければならない課題であるため、性についてや性感染症、また薬物の危険性等について正しい知識を普及し、適切な行動が取れるような啓発活動を充実します。



#### 市民の取り組み

- 健康に関心を持ち、各種健康講座等に参加しましょう。
- 感染症や薬物について正しい知識を身につけましょう。



#### 行政の取り組み

- 心の健康についての相談窓口を周知するとともに、心の健康に関する講演会の開催や心の健康づくりに係る普及啓発を実施します。(精神保健課)
- 障がいへの理解に関する啓発活動を推進します。(障がい福祉課)
- 未成年者や妊産婦をたばこの害から守るために、喫煙者に対する指導や情報提供により、受動喫煙の害を排除・減少させるための環境づくりを推進します。(地域保健課)
- 感染症に対する意識の啓発を図り、予防接種等の予防対策の充実とまん延防止に努めます。(医務感染症課)
- エイズ及び性感染症に関する相談や講習会など性感染症対策と予防啓発を図ります。(医務感染症課)
- 学校教育において、健康を脅かす薬物の危険性について学習するとともに、ポスター掲示等による薬物乱用防止の意識啓発に取り組みます。(学校教育課)

## 基本目標Ⅳ / すべての人がともに働き続ける職場づくり

### 【女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画】

国の「第5次男女共同参画基本計画」において、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できることは、個人の幸福（well-being）の根幹をなすものであるとされており、働く場における男女共同参画を推進し、多様な働き方を可能とする就業環境の整備などに取り組んでいくことが重要です。

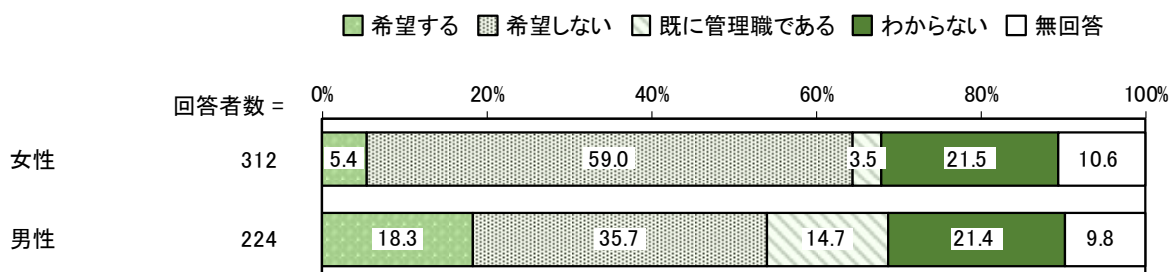
そのような中、市民意識調査結果では、管理職への昇格の希望は男性に比べ女性で「希望しない」の割合が高く約6割となっています。管理職への昇格を希望しない理由は、「自分には務まらない」「責任が重くなる」「ワーク・ライフ・バランスが保てない」などの理由が多く、特に女性では、「責任が重くなる」「自分には務まらない」の意見が多くなっています。

今後も、働く場における男女共同参画のより一層の推進に向け、女性の意識改革とともに、管理職層に対し、経営戦略上の女性活躍の意義などについて理解の促進を図ることが必要です。

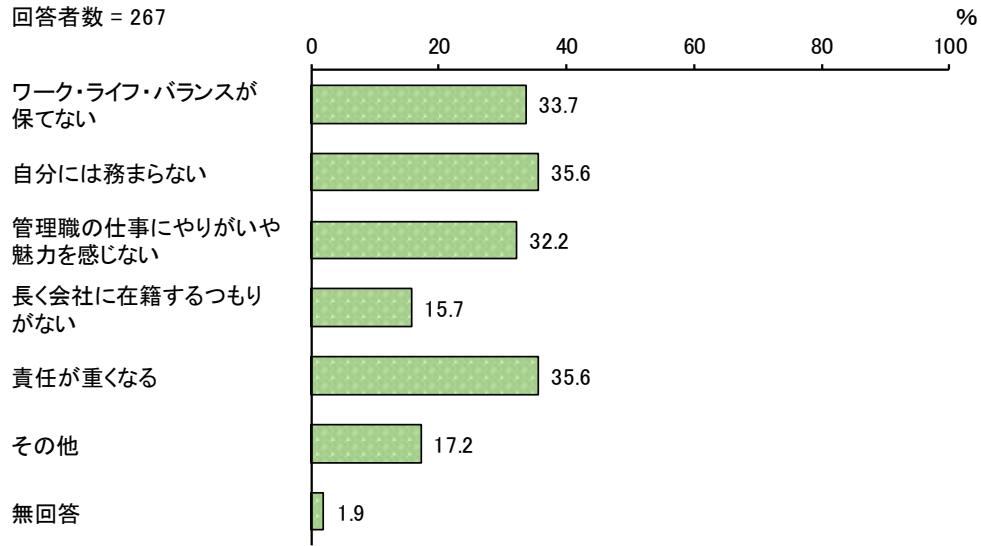
また、女性が、仕事を継続・再就職する上で、重要だと思うものについて、「配偶者等と家事や育児・介護を分担すること」が約7割と最も高く、次いで「保育施設・介護施設等の充実」が約6割、「育児・介護にかかわる休業制度等の労働条件の充実・改善」が5割半ばとなっています。特に就労している女性からは「保育施設・介護施設等の充実」「労働時間の短縮及びフレックスタイム制度等の充実」の意見が挙がっています。

女性の多様な働き方、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、家庭での役割分担の偏りの解消に向けた啓発とともに、多様な働き方ができる職場環境づくりへの企業に対する働きかけ、保育・介護サービスの充実が必要です。

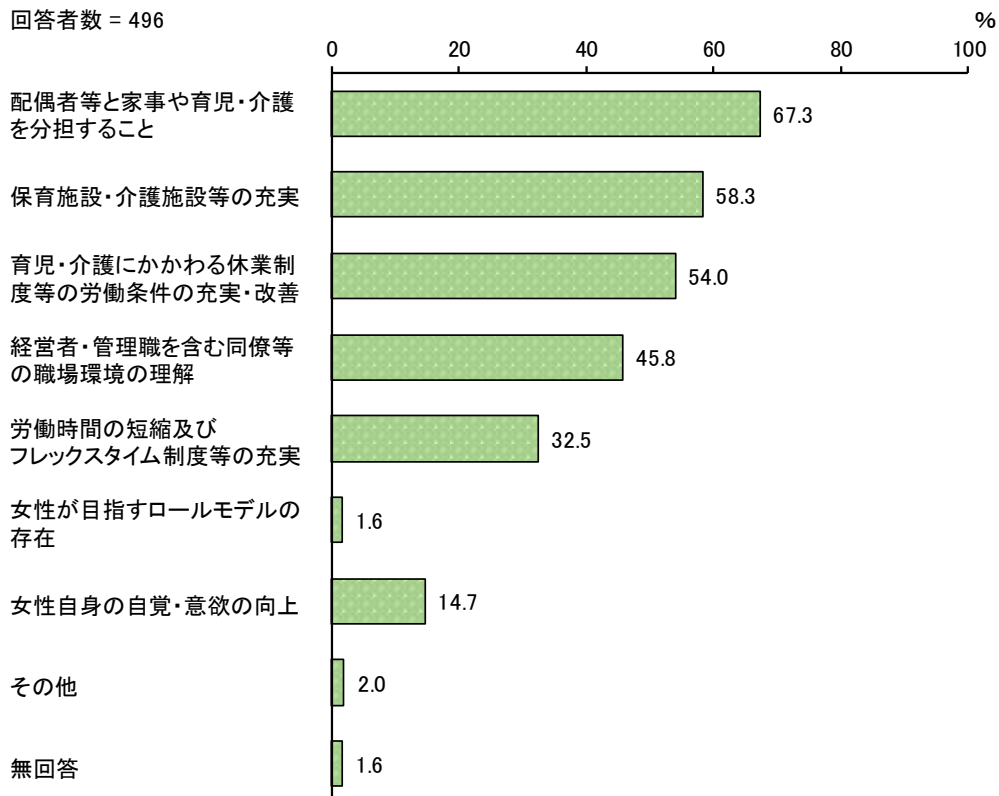
[ 管理職への昇格の希望（R4 市民意識調査） ]



[ 管理職への昇格を希望しない理由 (R4 市民意識調査) ]



[ 女性が仕事を継続・再就職する上で、重要だと思うものについて (R4 市民意識調査) ]





## IV-1 働く場における男女共同参画の推進

### ① 男女に均等な労働法制の周知徹底

働くことは、人々が生活していく上での経済的基盤を形成することであり、自らの生活を維持し、豊かにしていくことは、性別に関わりなくすべての人々に保障された権利です。女性が働き続けることに対する意欲は年々大きくなり、法制度は整備が進められてきましたが、女性を取り巻く就業環境は、マタニティ・ハラスメントをはじめ賃金格差や結婚、出産時の退職慣行などが依然としてあり、必ずしも女性の能力が活かされているとはいえません。男女共同参画社会を形成していく上で、女性と男性があらゆる分野で、持てる能力を發揮し、生き生きと働くことのできる職場環境の整備や労働法制の周知徹底を図っていきます。



#### 市民の取り組み

- 働くことの意味を学習し、働くことが権利であることを理解しましょう。
- 経営者、従業員双方が人権及び労働をめぐる法制について学びましょう。



#### 事業者の取り組み

- 人権を理解し、労働法制を遵守しましょう。



#### 行政の取り組み

- 労働セミナー等を開催し、法の理解を深める機会をつくれます。  
(雇用創生課)
- 労働をめぐる人権及び各種法律について企業・市民への周知に努めます。  
(雇用創生課)

### ② 男女に均等な雇用機会及び待遇の確保

男女が対等な立場で働くには、就労に関するあらゆる条件が男女均等の視点から整備される必要があります。そのため、働く場における男女の均等な機会と待遇の確保をさらに推進するよう周知を図ります。



#### 市民の取り組み

- 男女均等な雇用とは何かを考えましょう。
- 女性も男性と対等に働くという意識を持ちましょう。



#### 事業者の取り組み

- 「男女雇用機会均等法」を遵守しましょう。
- 職場における固定的な性別役割分担や慣習はないか点検しましょう。



## 行政の取り組み

- ガイドブックやパンフレット、チラシ等により職場における男女均等についての周知に努めます。  
(雇用創生課)

## IV-2 女性の能力発揮の支援

### ① 女性の職域拡大と育成及び登用の推進

企業等の女性登用の進展を期待し、事業体である市役所においては、「女性活躍推進法」によって義務づけられた特定事業主行動計画に基づき、女性職員の職域拡大、男女で偏りのないバランスの取れた職員配置、幅広い職務経験や研修の充実により、女性職員の育成及び意識の改革を進めます。また、地方公務員法に定める平等取り扱いの原則と成績主義の原則を前提としつつ、女性の管理職等への積極的な登用に取り組みます。

また、市の関係団体及び企業等に女性活躍に関する情報を提供し、女性の職域拡大や育成及び登用の推進を図ります。

## 市民の取り組み

- 職場においてジェンダー平等について話し合しましょう。

## 事業者の取り組み

- 「女性活躍推進法」に基づく事業主行動計画の趣旨を理解し、計画を策定しましょう。
- 女性を含む多様な労働者が働きやすい職場を目指し、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(働き方改革関連法)」に則った取組を推進しましょう。

## 行政の取り組み

- 女性の活躍推進に取り組む事業者等を表彰し、市ホームページ等で公表します。  
(人権男女参画課)
- 女性の活躍推進に取り組む事業者等の入札制度における優遇措置を実施します。  
(指導検査課・契約課)
- 「女性活躍推進法」第21条の規定に基づき甲府市役所における推進状況を公表していきます。  
(職員課)
- ホームページや情報誌、パンフレット、チラシ等による情報提供を行い、市内企業や関係団体に対し、女性の職域拡大、育成及び登用等の促進を図ります。  
(人権男女参画課・雇用創生課)



## ② 女性の起業・キャリアアップ支援

働きたい人が性別等に関わらず、能力を十分に発揮することは、個人の自己実現につながるものであると同時に、社会全体の活力の維持・向上のために必要です。

女性が積極的にキャリア形成するために、仕事に取り組み、能力を磨くことを支援するとともに、女性の起業等支援の充実を図ります。



### 市民の取り組み

- 将来に向けて、現在の自分の働き方や、キャリアデザインについて考えてみましょう。



### 事業者の取り組み

- 女性の能力を活かし、女性が活躍できる環境をつくるため、経験を積むことができる配置や研修育成に努めましょう。
- 女性の能力・資質を活用するため役員・管理職等へ登用し男女共同参画を推進しましょう。



### 行政の取り組み

- 女性の働き方に関する支援として、女性のためのキャリアアップセミナーを開催します。 (人権男女参画課)
- 起業等を目指す女性を支援するため、起業支援セミナーの開催や、相談体制の確立に努めます。 **レガシー** (人権男女参画課)
- 女性活躍社会の実現を図るため、市内において起業する女性が融資を受ける際に信用保証料の補助や利子補給などの支援を行います。 (商工課)
- 女性の就職や転職、再就職希望者の就職を援助するために企業説明会の開催や、就職相談、求人情報の提供を行います。 (雇用創生課)

## IV-3 生き生きと働くための社会的環境の整備

### ① 仕事と育児・介護の両立支援

「女性活躍推進法」や「働き方改革関連法」など、男女が共に働くことができる法制度は整ってきていますが、現実には、まだまだ育児・介護などが女性の負担になっている場合が多く、そのために仕事を辞めなければならない人も少なくありません。仕事と育児・介護の両立ができる環境が整備されるように、多様な子育て支援、介護サービスの充実を図るとともに、各種制度やサービスについて情報提供を行います。





### 市民の取り組み

- 育児サービスや介護保険制度について積極的に勉強しましょう。
- 育児・介護保険サービスを上手に利用して、家族みんなで助け合いましょう。



### 事業者の取り組み

- 育児・介護をしながらでも、働きやすい労働環境をつくりましょう。



### 行政の取り組み

- 育児・介護を担いつつ働き続けられるよう、保育サービスや介護者支援の充実に努めます。  
(子ども保育課・介護保険課)
- 子育てガイドブックの配布やホームページ、パンフレット等を通じて育児・介護に関するきめ細かい情報の提供に努めます。  
(子育て支援課・子ども保育課・介護保険課)
- 育児相談や子育てサークルの支援、地域保育資源に関する情報提供などを行う地域子育て支援拠点事業を実施します。  
(子ども保育課)

## ② 多様なライフスタイルに応じたワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

だれもが安心して仕事を続けるためには、家事・育児・介護などの家庭責任や地域活動と仕事を両立できる職場環境が必要です。特に、女性が家事関連に費やす時間は男性に比べて差が大きく、依然として女性に大きな負担がかかっています。職場での、より一層の育児・介護休暇制度の定着と利用促進が図られるとともに、子育てをしながらキャリア形成に取り組むことができる社会を目指し、働く人が、家庭と仕事の両立が可能となるよう、保育、介護施設の整備・充実、また内容の充実等を図っていきます。そして、仕事中心の価値観を見直し、すべての人が職場、家庭、地域において調和のとれた活動のできる男女共同参画社会の実現に向けて、多様な生き方、働き方を選択できる環境づくりを進めます。



### 市民の取り組み

- 仕事以外のことにも目を向け、それぞれのワーク・ライフ・バランスについて考えてみましょう。



### 事業者の取り組み

- 育児・介護休暇を所得しやすい職場づくりに努め、家庭や地域を大切にできる労働条件の整備に努めましょう。





### 行政の取り組み

- 事業者に対し、育児・介護休暇制度等の利用しやすい職場環境の整備や長時間労働の削減などの働き方改革についての啓発を行うとともに、労働者に対し、育児・介護休暇制度の利用促進の啓発活動を行います。  
(雇用創生課・人権男女参画課)
- ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組む事業者の表彰を行い、その取組の普及拡大及び子育てしやすい社会環境づくりの意識の醸成を図ります。  
(子育て支援課)

### ③ 働く妊産婦への支援

働く妊産婦が、安心して出産ができ、赤ちゃんを育てられるよう妊婦相談等の充実に努めます。



### 市民の取り組み

- 夫婦（パートナー）・家族等が共に育児について話し合い、妊婦相談や講座に参加してみましょう。



### 事業者の取り組み

- 妊娠中、出産後の女性が働きやすい環境整備に努めましょう。
- 女性の産む権利を尊重する職場環境を整備しましょう。



### 行政の取り組み

- 妊娠・出産・育児に関する適切な知識を習得する講座等を開催し、家族等が力を合わせて、安心して出産・育児等ができるための理解と普及を図ります。  
(母子保健課)
- 女性が働きながら妊娠・出産・育児ができる職場環境づくりのため、育児・介護休暇制度などの情報発信を行い、周知を図ります。  
(雇用創生課)



## IV-4 多様な働き方を可能とする就業環境の整備

### ① パートタイム・派遣労働等の就業環境の整備

出産・育児、介護などを機に退職した女性が再就職をする場合、パートタイムや派遣労働、在宅就労など時間の制約が少ない労働を選択する人が増えています。これらは、比較的簡単に採用してもらえらる反面、雇用調整の対象になりやすく、正社員との賃金、社会保障など待遇面での格差が生じ、問題点も指摘されています。どのような就労形態であってもすべての労働者が安心して働けるよう、就業環境の改善・整備を働きかけていきます。



#### 市民の取り組み

- パートタイム労働者や派遣労働者等の労働条件の向上について考えましょう。



#### 事業者の取り組み

- 「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）」を遵守し、正規労働者との不合理な待遇差の解消に努めましょう。



#### 行政の取り組み

- パートタイム・派遣労働者等の労働条件改善の啓発に努めます。（雇用創生課）
- 労働相談員及び社会保険労務士による相談を実施します。（雇用創生課）

### ② 持続可能な働き方の推進

だれもがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、健康を保持するとともに、家族や友人との時間、地域活動や自己啓発等にかかる個人の時間を持ち、豊かな生活を送ることができる環境づくりを進めます。



#### 市民の取り組み

- 仕事と生活のバランスを保ちながら働き続けられるよう、柔軟な働き方の活用を考えましょう。



#### 事業者の取り組み

- 多様な働き方が可能な職場環境の整備に努めましょう。



### 行政の取り組み

- 関係団体と連携して、「働き方改革関連法」や女性が就業しやすく持続可能で多様な職場環境の啓発に努めます。(雇用創生課)
- 女性の就職や転職、再就職希望者の就職を援助するために企業説明会の開催や、就職相談、求人情報の提供を行います。(雇用創生課)
- 女性活躍推進に積極的に取り組む事業者等の表彰を行うことで、中小企業を含めた地域全体に取組を広げ、意識の醸成を図ります。(人権男女参画課)

### ③ 女性の職業能力開発への支援

少子高齢化の進行や働く女性の増加などの社会構造の変化に伴い、雇用形態も変化しつつあります。女性は男性に比べ非正規雇用で就労している人が多いことから、経済情勢や景気状況などの影響によって継続して就労するのが困難な状況も見られます。一方では、就業形態の多様化に伴い、社会が女性に求める労働力のあり方も変化するとともに、情報化社会に対応した技術の習得などが求められます。

女性が十分に活躍し、個性と能力を発揮しながら安心して働けるような就業環境を整備するため、また、情報化、国際化の進展により、新しい時代に必要な資格や技術の習得への支援を充実します。



### 市民の取り組み

- 転職及び再就職等、就職や求人情報を積極的に活用しましょう。



### 行政の取り組み

- 関係団体と連携し、職業訓練に関する情報提供を行うほか、就職に必要なスキル習得等を支援していきます。(雇用創生課)

## 基本目標V / ともに支え合う家庭づくり

### 【女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画】

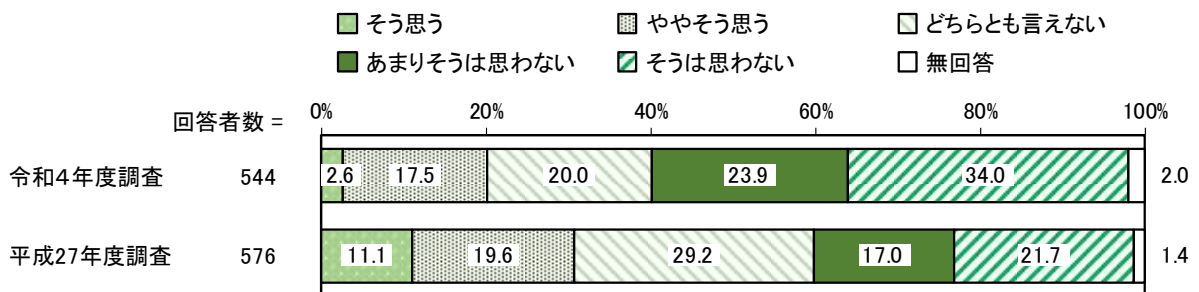
家庭生活においては、家族一人ひとりが、家事・育児・介護といった家庭の責任を共に担うことが大切です。

市民意識調査結果によると、「男は仕事、女は家庭」という考えについて、平成27年度調査と比較して、そう思う割合が減少するとともに、男女の差も小さくなっており、固定的な性別役割分担意識は徐々に解消されつつあります。しかし、実際の家庭での役割分担については、「母・妻がする」の割合が『食事の買物・支度・片付け・食器洗い』『掃除（玄関・風呂・トイレ・各部屋）』『洗濯（干す・取り入れる・たたむ）』『トイレトーパー・シャンプー等の補充』で半数前後を占めており、見えない家事を含め、依然として女性が家事を多く担っている現状がうかがえます。

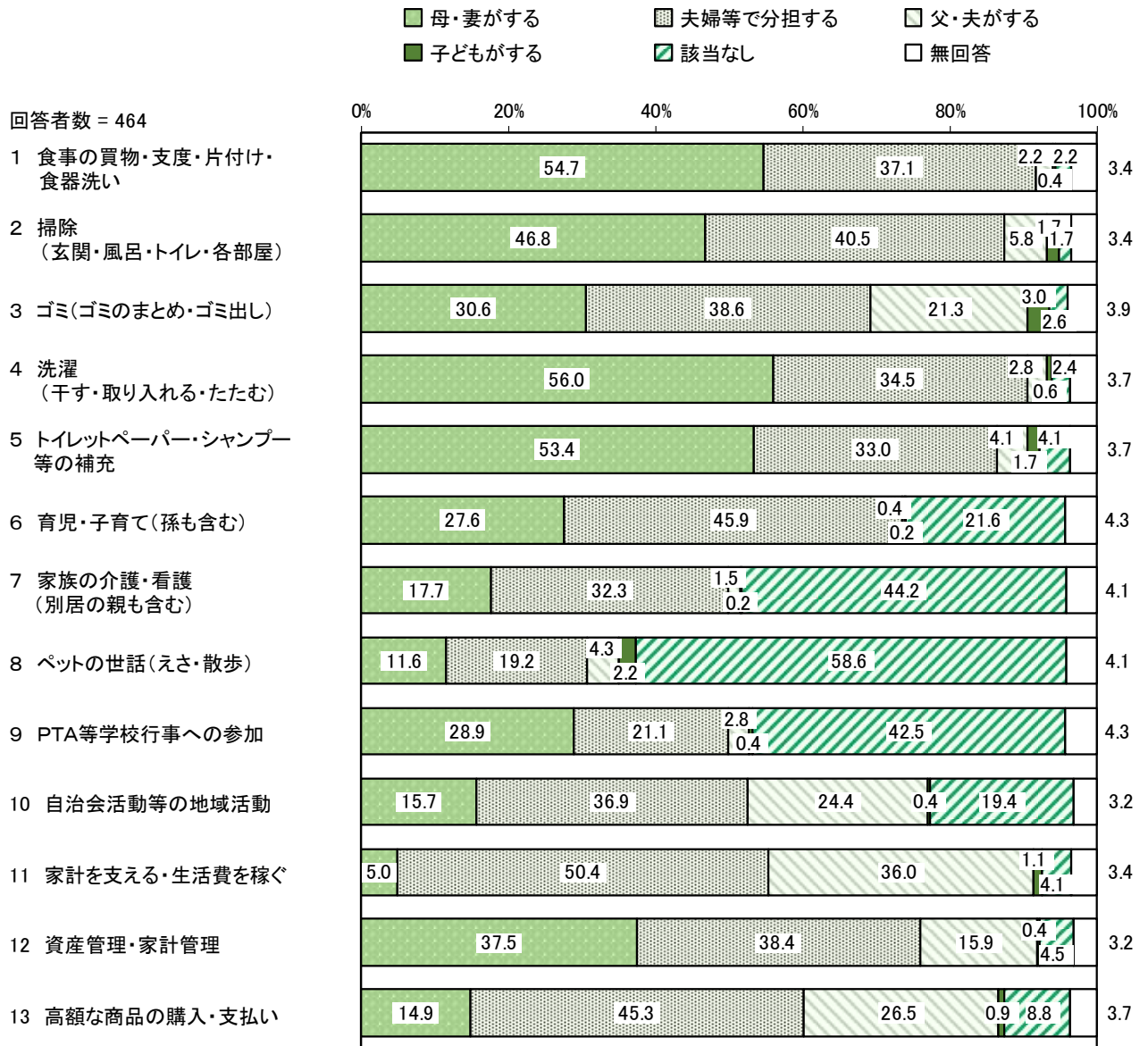
さらに、安心して子どもを産み育てるために必要なことについて「延長保育・病児保育など、保育サービスの充実」「育児休業を取りやすい職場環境の整備（フレックスタイム・勤務短縮・在宅勤務等）」が約4割、「家族の子育てへの協力」が3割半ばとなっています。また、就労していない人に比べ、就労している人で「介護・看護休業等を取りやすい職場環境の整備（フレックスタイム・勤務短縮・在宅勤務等）」の割合が高くなっています。

そのため、子育てや介護等において、本当の意味での支え合う家庭づくりに向け、引き続き家族が共同して行うという意識の啓発に努め、家庭生活における男女共同参画を促進することが必要です。また、育児休業や介護・看護休業等を取りやすい職場環境が求められており、男女が共に協力しながら家庭生活・地域生活を過ごせるよう、家庭のみならず地域や企業に向けての啓発等の取組が重要です。

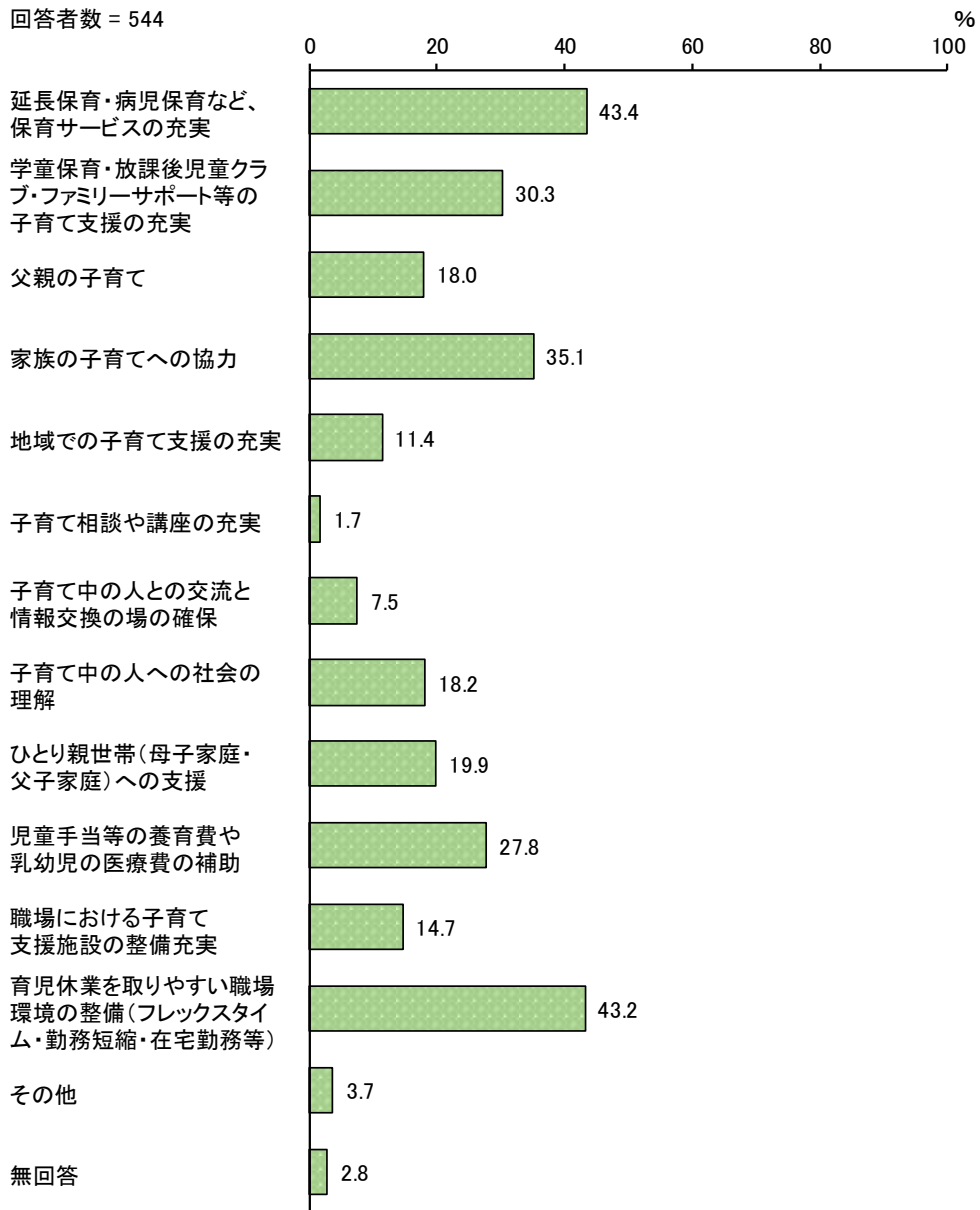
[ 「男は仕事、女は家庭」という考えについて（市民意識調査） ]



[ 家庭での役割分担 (市民意識調査) ]



[ 安心して子どもを産み育てるために必要なことについて (R4 市民意識調査) ]





## V-1 とともに築く家庭づくり

### ① 性差別のない家庭づくり

家庭生活の中では、家事・育児・介護などで女性にかかる負担が多く、固定的な性別役割分担意識が影響しています。性差別のない家庭づくりを進めるため、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組を充実します。



#### 市民の取り組み

- 家庭内ではお互いを理解しながら、思いやりをもって生活しましょう。
- 日頃から、「ジェンダー」にとらわれない知識と理解をもって家族と接しましょう。
- 性別に関わらず家事に積極的に関わるようにし、子どもがいる家庭は、お手伝いを習慣づけましょう。



#### 行政の取り組み

- 家族で協力して、家事・育児・介護等ができるように知識と技術の習得のための各種講座を開催します。  
(人権男女参画課)

### ② 互いの人格を尊重した家庭づくり

お互いを尊重し、男女が共に参画する家庭づくりに向け、家庭内労働を認識し、相互の理解が得られるような啓発に努めます。



#### 市民の取り組み

- 家庭内でも個人のプライバシーは守り、話し合いの時間を多く持ちましょう。
- 見えない家事を認識し、家庭内で共有しましょう。



#### 行政の取り組み

- 見えない家事について、情報誌やホームページ等による周知に努めます。  
(人権男女参画課)



## V-2 子育ての環境づくり

### ① 男性の育児の促進

家庭において、男女が生活の上で自立し、責任を担い合うことは、すべての分野において男女共同参画を推進することにつながります。育児は女性が担っていることも多く、男性の育児促進のため、育児など家庭生活に必要な知識や技術を身につけることのできる機会や場を提供します。

#### 市民の取り組み

- 家事・育児など家庭生活に必要な知識や技術を身につけましょう。

#### 行政の取り組み

- 男性に対しても、育児等に必要な知識及び技術を身につけるための講座を開催します。 (人権男女参画課)
- 男性の育児を促進するためのイベント・講座を開催します。 (子育て支援課)

### ② 子育て支援制度の充実

育児・介護休業法が改正されるなど法制度は整ってきましたが、現実にはまだまだ育児と仕事を両立することが負担となっています。そのために仕事を辞めなければならない人も少なくありません。子育てをしている人が安心して働き続けるために、家族はもちろんのこと、地域社会において多様な就労形態を考慮した育児の支援体制を充実します。

#### 市民の取り組み

- 子育て支援に関する各種情報を夫婦（パートナー）で伝え合いましょう。
- 子育てに関する事業には、女性だけでなく男性も参加しましょう。
- 未来を担う子どもたちを家族・地域全体で育てていきましょう。

#### 行政の取り組み

- 安心して子育てができるよう子育て支援施策の充実を図ります。 (子育て支援課)
- 保護者の労働形態の多様化と保育ニーズに対応できるよう、一時保育・延長保育事業を実施します。 (子ども保育課)



### ③ 子どもが健やかに育つための環境づくり

女性が中心になりがちな育児について、男性も多く関われるような意識づくりをはじめとする環境づくりを支援するとともに、育児に関する様々な問題や不安を解消するため、関係機関と連携し、支援の充実を図ります。



#### 市民の取り組み

- 育児の楽しさや大変さを夫婦（パートナー）で分かち合いましょう。



#### 行政の取り組み

- 甲府市子どもクラブ指導者連絡協議会、青少年育成甲府市民会議などの地域の団体等と連携を図りながら子どもの健全育成を図っていきます。  
(子ども応援課)
- 子どもの虐待を早期発見し、迅速な対応が図れるよう地域との情報共有や関係機関との連携を図ります。  
(子育て支援課)

## V-3 介護への参画促進

### ① 介護における男性の参画促進

介護に関する相談体制の充実に努めるとともに、男女が協力して介護を行うための情報提供や研修等を実施します。



#### 市民の取り組み

- 家族が介護保険制度を有効に利用しながら、協力して介護しましょう。



#### 行政の取り組み

- 男女共同参画の視点に配慮しつつ、地域で支え合う介護サービスの充実を図ります。  
(介護保険課)

## ② 介護支援制度の充実

介護は、まだまだ女性の負担になっている場合が多く、仕事を辞めなければならない人も少なくありません。安心して働き続けるためには、多様な就労形態や育児支援を考慮した介護支援体制を充実します。



### 市民の取り組み

- 性別に関わらず、介護サービスや介護保険制度について積極的に勉強しましょう。



### 行政の取り組み

- 介護を担いつつ働き続けられるよう家族介護支援の充実を図ります。  
(地域保健課)



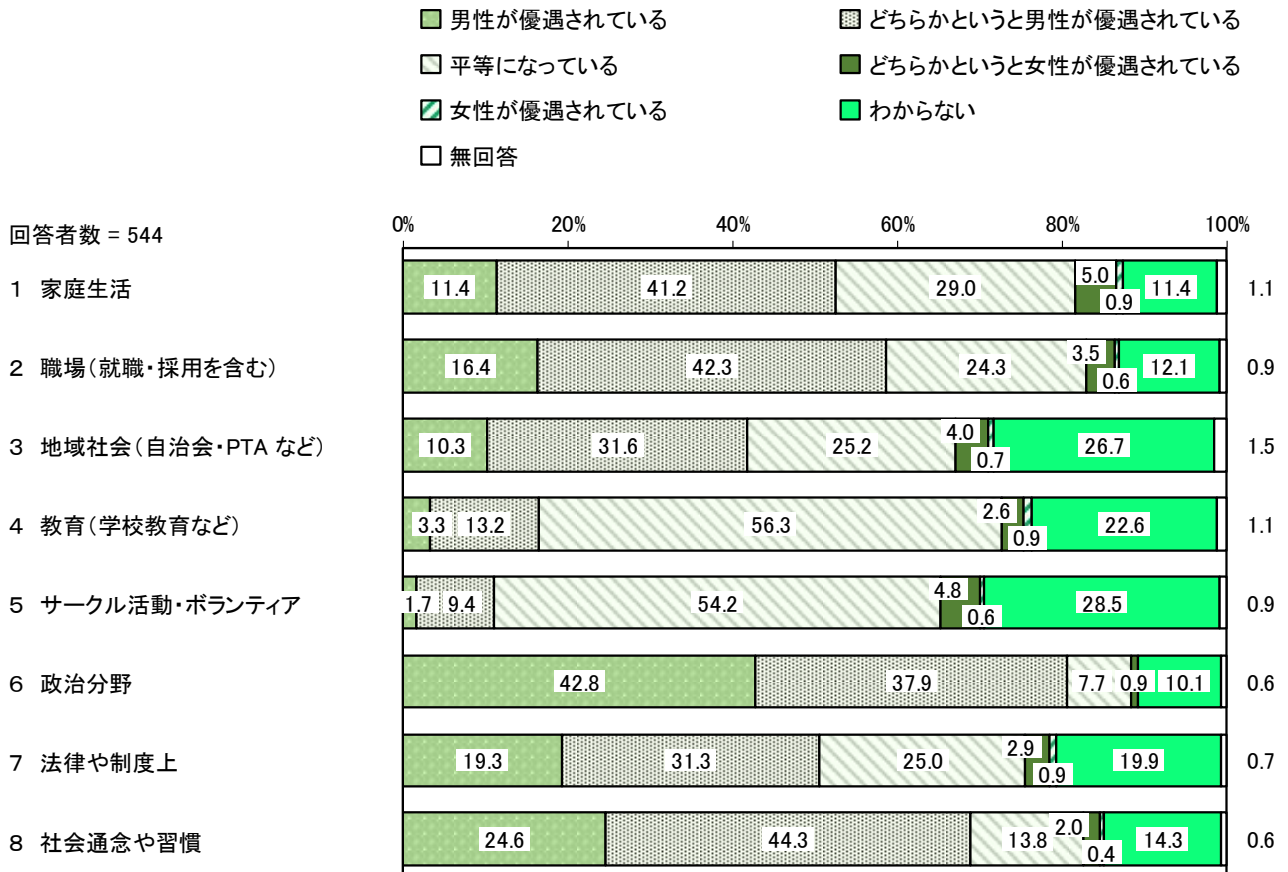
## 基本目標Ⅵ 男女共同参画によるまちづくり

男女共同参画社会を実現するためには、男女が共に政治・行政、地域活動、教育などあらゆる分野における活動に参画することはもとより、企画、方針・意思決定の段階で、女性の参画を拡大していくことが重要です。とりわけ、政治・行政分野において女性の参画が進むことは、多様な価値観や発想を政策に取り入れ実現することにつながるものであり、社会全体に与える影響が大きいことから、重要かつ喫緊の課題と言えます。

市民意識調査結果では、地域社会（自治会・PTA など）におけるジェンダー平等について、平成27年度調査と比較すると、男女共に、男性が優遇されている割合が減少し、地域におけるジェンダー平等は進んでいますが、社会通念や習慣におけるジェンダー平等について、国の調査と比較すると、「平等になっている」の割合が低くなっています。

引き続き、様々な分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について、行政が率先して改革を進めることが必要です。さらに、防災や災害復興においても性差によるニーズの違いを踏まえて取り組むことが求められており、自治会活動等への働きかけや地域活動への参画促進等、地域における男女共同参画を推進することが必要です。

[ 男女の処遇が平等になっていると思うかについて（R4 市民意識調査） ]





## VI-1 男女共同による地域づくり

### ① 地域社会の因習・慣習の見直し及び男女共同参画への支援

男女共同参画の視点から見ると、地域社会の様々な活動の中には、アンコンシャス・バイアスによる決めつけにより、結果的に一人ひとりの能力や存在を鑑みることなく、評価してしまう不合理な因習・慣習が依然として、存在しています。こうした一方的な考え方が、年齢、国籍、障がいの有無、性的マイノリティなど、異なる文化や価値観を持った人に対しても、存在を否定、評価してしまうことにつながります。これらを見直すとともに、性別等に関わらず、多様な人材の地域社会への参画を支援し、自治会の役員等への登用について啓発に取り組みます。



#### 市民の取り組み

- 地域の役員は男性だけがするものと思いませんか。考えてみましょう。
- 古いしきたりや、不合理なものについて話し合ってみましょう。
- 年長者から性別にこだわりなく活動できるように呼びかけてみましょう。



#### 行政の取り組み

- 自治会活動をはじめとした地域活動において、性別を問わず、すべての人が互いの立場を尊重して活動が行われるよう自治会等への理解を求めるとともに、自治会役員等における女性の活躍についての情報発信などに取り組みます。

(協働推進課・協働支援課・人権男女参画課)

### ② 男女共同参画の視点からの農業への取り組み

農業に従事している女性は、経営、生産活動の担い手でもありととも地域活性化に大きく貢献しているにもかかわらず、経営や方針決定過程への参画が進んでいません。意欲ある女性が方針決定の場に参画できるよう啓発していきます。



#### 市民の取り組み

- 地域の代表等の集まりなどに積極的に参加して意見を述べ、農業の振興に貢献しましょう。



### 行政の取り組み

- 農業委員会活動において女性農業委員が、農業により関われる働きかけを行うとともに、意思決定の場における発言機会を増やし、活力ある農業の振興を推進します。（農業委員会事務局）
- 研修会や交流会を開催し、女性の農業従事者が抱える課題の解決を図ります。  
**レガシー**（就農支援課）
- 仕事と家事のバランスを図るため、労働条件の向上や給与制度などの家族経営協定の導入を促進します。（農業委員会事務局）

### ③ 男女共同参画の視点からの防災への取り組み

災害時における男女共同参画の重要性については、東日本大震災等の教訓から全国的に認識されてきており、男女が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された女性の視点からの災害対応が行われることが、防災や減災、災害に強い社会の実現にとって必要です。災害に強いまちづくりを進めるためにも男女共同参画の視点に立った防災体制の確立に努めます。



### 市民の取り組み

- 災害時に備え防災訓練及び避難所の運営において、女性の意見を取り入れ自主防災組織の活動に反映させましょう。



### 行政の取り組み

- 避難所運営委員会に女性の防災リーダーを積極的に登用するよう各自治会連合会に働きかけるとともに、さらなる女性の防災リーダーの育成に努めます。（防災企画課）
- 防災における男女共同参画をテーマとした研修会等の開催により、女性の地域防災への参画を推進します。（地域防災課）

## VI-2 政策・方針決定の場への男女共同参画

### ① 市政への女性参画の推進

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向け、本市の施策執行の調査、審議等を行う機関である、地方自治法の規定に基づく附属機関の委員に、女性の参画を積極的に行い、女性の意見を市政に取り入れるとともに女性の「政策に関わる能力」を十分に育て、あらゆる分野で活躍できるように意欲を高揚し、能力を開発していくためのエンパワーメントの機会としていきます。





### 市民の取り組み

- 市政全般に常に関心を持ち、市の審議会等の委員の公募に積極的に応募しましょう。



### 行政の取り組み

- 議会に関する情報提供の充実を図り、政治に対する関心や意欲を高めます。  
(議会局)
- 意見の聴取や表明の場において積極的に女性の意見を伺い、施策に反映していくなど、市政への女性参画を推進します。(企画財務部総務課・協働推進課)
- 甲府市の審議会等の女性委員の比率を高めます。(行政経営課)
- 女性の視点を活かした意見提案を行える交流の場を創出します。(人権男女参画課)
- 政治参画への意欲を高めるために、学校において主権者教育を実施します。  
(学校教育課・甲府商業高校)

## ② 女性リーダーの育成

男女共同参画を目指すためには、一人ひとりが社会の一員であるという自覚を持ち、対等な構成員として様々な分野に参画していくことが重要です。そこで、地域や職場などにおいて男女共同参画を広め、市民一人ひとりに浸透させるためのリーダー的役割を果たす人材が求められます。そのためには、研修や講座などにより女性リーダーを育成するとともに活動に対して支援に努めます。



### 市民の取り組み

- 男女共同参画に関する各種行事等に積極的に参加して、学んだことを広めていきましょう。



### 行政の取り組み

- 様々な分野における女性リーダーの育成のため、ロールモデルの紹介や研修等を実施します。(人権男女参画課)
- 男女共同参画推進委員会で委員のエンパワーメントを醸成し、男女共同参画を進める女性リーダーの育成に努めます。(人権男女参画課)





## VI-3 国際的協調

### ① 国際規範・基準の取り入れ浸透

国際社会を視野に入れた男女共同参画の形成は、重要な課題と位置づけられ、いろいろな活動や取組がなされています。これらの情報を集めて市民に知ってもらうことが、男女共同参画の意義を理解し意識を高めていくことにつながります。そのためには、世界中の情報を入手し、市民への情報提供を図ります。



#### 市民の取り組み

- 進んだ文化（平等・開発・平和）に関心を持ち貢献しましょう。



#### 行政の取り組み

- 国内の男女共同参画先進地への研修を支援し、研修成果の発表の機会を提供します。 （人権男女参画課）
- 男女共同参画の視点に基づき、市民と在住外国人の交流により、当該外国の文化・慣習・慣行を摂取できる環境の整備を推進します。 （市民課）
- 持続可能な開発目標（SDGs）推進に向け、様々な場面でジェンダー平等の視点を推進します。 （人権男女参画課）

### ② 外国との交流機会の促進

男女共同参画意識高揚のため、交流機会の充実を図るとともに、諸外国の言語や文化を学ぶための支援を行います。



#### 市民の取り組み

- 外国人とふれあい、交流を深め、お互いの国の文化を理解し合いましょう。



#### 行政の取り組み

- 市民と外国人の交流機会の促進のため、外国語講座などを開催し、学習機会の提供に努めます。 （生涯学習課）
- 在住外国人のコミュニケーション能力の向上を図るため日本語教育を支援します。 （市民課）
- 「やさしい日本語会話・異文化体験サロン」を実施し、市民と在住外国人の交流の場づくりを推進します。 （市民課）



## 基本目標Ⅶ 男女共同参画社会を目指す推進体制づくり

男女共同参画社会の実現に向け、多様な市民ニーズを的確に捉え、男女共同参画に関わる課題の解決を図るため、行政だけでなく市民、地域、事業者が一体となって取組を推進することが不可欠です。そのため、男女共同参画審議会による計画の進捗管理や男女共同参画推進委員会活動と企業・団体との連携活動の活性化を図り、各種団体との連携を推進することが必要です。また、男女共同参画は市民の様々な分野に関わるため、庁内関係各課との連携体制の強化が重要となります。

さらに、活動拠点として、甲府市男女共同参画センターの利用促進を図るとともに、市民、事業者、関係機関等とも連携を図りながら計画を推進することが重要です。その他、国・県・関係機関等との連携・協力を引き続き図っていく必要があります。

### Ⅶ-1 市民参加による推進体制の整備

諸問題の解決を図るため、市民・事業者の協力を得ながら計画を着実に推進するよう努力していくことが重要です。

庁内推進組織を充実し、本計画に盛り込まれている施策・事業を計画的に展開するとともに、国・県・関係機関等と連携・協力を図ります。



#### 市民の取り組み

- 男女共同参画を難しく考えず、身近なところからできることを始めてみましょう。
- 推進活動に積極的に協力しましょう。
- 市の活動等に仲間を誘って参加しましょう。



#### 事業者の取り組み

- 男女共同参画を進める事業に積極的に参加しましょう。



#### 行政の取り組み

- 男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画推進委員会を継続運営し、総合的かつ効果的な推進を積極的に進めます。（人権男女参画課）
- 情報交換や交流のできる場として「甲府市男女共同参画センター」の利用促進に努めます。（人権男女参画課）
- 男女共同参画を推進する団体を支援するとともに、情報交換や交流のできる報告会・交流会の場を広め、ネットワークづくり等の連携を図ります。（人権男女参画課）



- 男女共同参画都市宣言の周知を図るため、男女共同参画推進委員会による学習会や、パンフレットの配布等による情報発信を行います。  
(人権男女参画課)
- SDGs に関連する取組を実施する団体等を支援します。  
(SDGs 推進課)

## Ⅶ-2 庁内推進体制の充実

本計画に基づいた様々な取組について、関係各課及び団体等と男女共同参画主管課が連携、協働し、全庁的に男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。また、市が率先して女性職員が活躍しやすい職場環境づくりに取り組みます。



### 行政の取り組み

- 施策が確実に推進されるためには、管理と評価を行うことが必要です。男女共同参画推進連絡協議会において推抄状況を毎年把握するとともに、状況の変化に応じた見直しを行います。  
(人権男女参画課)
- 全庁を対象にして、管理職及びその他の職員に対する働きやすい職場環境に関する研修を実施します。  
(研修厚生課)



## 数値目標

【成果指標】（施策の総合的な実施によって達成される、本計画全体に対して設定する指標）

目標指標名	R 4 年度実績値	R 9 年度目標値
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感する人の割合	20.1%	15%以下
LGBT・LGBTQ（性的マイノリティ）という用語の内容の理解度	50.2%	60%以上
配偶者等から暴力を受けたことがある人の割合	49.4%	35%以下
家庭生活で男女が平等になっていると思う割合	29.0%	35%以上
職場で男女が平等になっていると思う割合	24.3%	30%以上
地域社会で男女が平等になっていると思う割合	25.2%	30%以上
政治分野で男女が平等になっていると思う割合	7.7%	15%以上
男女の賃金格差（山梨県）	(R3) 74.0% ※1	76%以上

※1 厚生労働省 令和3年度「賃金構造基本統計調査」による男女間の賃金格差（所定内給与額）。

【活動指標】（成果指標の達成に向けて各基本目標に設定する指標）

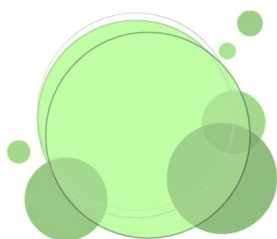
基本目標	目標指標名	基準値 (実績値)	R 9 年度目標値
基本目標Ⅰ あらゆる人権の尊重及びジェンダー平等の実現	男女共同参画社会という用語の周知度	(R4) 82.3%	90%以上
	人権に関するパネル展の開催回数	(R3) 11 回	12 回
	甲府市男女共同参画情報誌の発行回数	(R2) 1 回	1 回
	女性活躍支援サイト「甲府なでしこ plus」へのアクセス数	(R3) 2,666PV	4,000PV
基本目標Ⅱ 暴力の根絶と困難を抱える女性への支援	DV に対して相談した人の割合	(R4) 34.7%	40%以上
	DV に関する講座またはパネル展の開催回数	(R3) 1 回	1 回
基本目標Ⅲ すべての生涯にわたる健康づくり	子宮頸がん検診の受診率	(R3) 5.9%	(R5) 7.8%以上 ※2
	乳がん検診の受診率	(R3) 13.0%	(R5) 12.3%以上 ※2
	特定健康診査の受診率	(R3) 34.1%	(R5) 40.0%以上 ※3
基本目標Ⅳ すべての人がともに働き続ける職場づくり	起業支援セミナーの参加人数	(~R4) 累計 83 人	累計 183 人
	女性活躍推進事業者の表彰数	(~R3) 累計 12 社	累計 24 社



第4次こうふ男女共同参画プラン

基本目標	目標指標名	基準値 (実績値)	R9年度目標値
基本目標V ともに支え合う家 庭づくり	パパの家事・育児スキルアッ プ講座の開催回数	(R3) 2回	2回
	市男性職員の育児休業の取得 率	(R3) 8%	(R7) 30%以上 ※4
基本目標VI 男女共同参画によ るまちづくり	審議会等委員の女性の割合	(R4) 25.4%	40%以上
	女性の防災リーダー登録者数	(~R4) 累計 323人	累計 423人
	市職員のうち管理職（課長以 上）に占める女性の割合	(R3) 8.3%	15%以上 ※4
基本目標VII 男女共同参画社会 を目指す推進体制 づくり	男女共同参画センター利用者 数	(H28~R2 平均) 783人	800人
	市職員を対象とした関連研修 会参加者の人数	(R3) 220人	300人

- ※2 令和9年度の目標値については、最新の「健やかいきいき甲府プラン」に記載する数値に準ずるものとする。
- ※3 令和9年度の目標値については、最新の「甲府市国民健康保険データヘルス計画」に記載する数値に準ずるものとする。
- ※4 令和9年度の目標値については、最新の「甲府市役所改革職員行動計画」に記載する数値に準ずるものとする。



# 資料

## 1 男女共同参画に関する動き

	国 連	日 本	山 梨 県	甲 府 市
昭和50年 (1975年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際婦人年世界会議(メキシコ)</li> <li>・「世界行動計画」採択</li> <li>・「国連婦人の十年」の宣言(1976~1988)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9月総理府に「婦人問題企画推進本部」設置</li> <li>・婦人問題企画推進会議開催</li> </ul>		
昭和51年 (1976年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・民法等の一部改正(離婚後の氏関連法の改正)</li> </ul>		
昭和52年 (1977年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内行動計画策定(前期重点目標決定)</li> <li>・「国立女性教育会館」設置</li> </ul>		
昭和53年 (1978年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・山梨県民生活局に婦人問題担当窓口設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務部に婦人問題対策担当設置</li> <li>・婦人問題対策庁内推進協議会設置</li> </ul>
昭和54年 (1979年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連総会で「女子差別撤廃条約」採択</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人問題懇話会委員委嘱</li> </ul>
昭和55年 (1980年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連婦人の十年中間年世界会議開催(コペンハーゲン)</li> <li>・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女子差別撤廃条約」署名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年婦人対策課設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「婦人問題についての意識と実態調査」実施</li> </ul>
昭和56年 (1981年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ILO第156号「男女労働者：家族的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内行動計画後期重点目標決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「山梨県婦人行動計画」の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性の窓」創刊号発行</li> </ul>
昭和57年 (1982年)				<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人の一日部長</li> <li>・「甲府市婦人行動計画」策定</li> </ul>
昭和59年 (1984年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国籍法及び戸籍法の一部改正(父母両系血統主義へ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「山梨県立総合婦人会館」開館</li> </ul>	
昭和60年 (1985年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連婦人の十年最終年世界会議開催(ナイロビ)「西暦2000年に向けて婦人の地位向上のための将来戦略」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女雇用機会均等法公布</li> <li>・「女子差別撤廃条約」批准</li> <li>・「国籍法」の改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年婦人対策課を青少年婦人課と変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務部から社会部青少年婦人課婦人係に</li> </ul>



第4次こうふ男女共同参画プラン

	国 連	日 本	山 梨 県	甲 府 市
昭和61年 (1986年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 婦人問題企画推進本部 拡充：構成を全省庁に 拡大</li> <li>・ 婦人問題企画推進有識 者会議開催</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域婦人問題学習会「女 性の生き方を考えるつ どい」第1回開催</li> </ul>
昭和62年 (1987年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「西暦2000年に向けての 新国内行動計画」策定</li> </ul>		
昭和63年 (1988年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山梨県議会に女性初議 席獲得</li> </ul>	
平成2年 (1990年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国連婦人の地位委員会 拡大会期</li> <li>・ 国連経済社会理事会</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「山梨県立富士女性セン ター」開館</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「女性問題に関する市民 意識調査と実態調査」 実施</li> </ul>
平成3年 (1991年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「西暦2000年に向けての 新国内行動計画」（第1 次改定）策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「やまなし女性いきいき プラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「こうふ女性のつばさ」 派遣</li> <li>・ 「こうふ女性フォーラ ム」実施</li> </ul>
平成4年 (1992年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育児休業法施行</li> <li>・ 中学校での家庭科の男 女必修実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年婦人課を青少年 女性課とし、課内に女 性政策室を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年婦人課婦人係か ら女性政策課女性政策 係へ変更</li> <li>・ 甲府市女性市民会議設 置</li> </ul>
平成5年 (1993年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世界人権会議開催(ウィ ーン)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パートタイム労働法施 行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ やまなし女性人材バン クの設置</li> <li>・ 女性いきいきアドバイ ザー設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「こうふ女性プラン」策 定</li> </ul>
平成6年 (1994年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際・人口開発会議開催 (カイロ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総理府に男女共同参画 室及び男女共同参画審 議会設置</li> <li>・ 男女共同参画推進本部 設置</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「メンズ講座」開催</li> </ul>
平成7年 (1995年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第4回世界女性会議（北 京）「北京宣言」「北京行 動綱領」の採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育児介護休業法施行(介 護休暇制度の法制化)</li> <li>・ 「ILO第156号 条約」(家 族的責任を有する労働 者条約) 批准</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「男性セミナー」開催</li> </ul>
平成8年 (1996年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女共同参画審議会「男 女共同参画ビジョン」 を答申</li> <li>・ 「男女共同参画2000年プ ラン」策定</li> <li>・ 男女共同参画推進連携 会議（えがりてネット ワーク）発足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「山梨県立峡南女性セン ター」開館</li> <li>・ 女性情報ネットワーク 稼働</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「女性政策課」から「青 少年女性課」女性政策 係へ変更</li> </ul>
平成9年 (1997年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女雇用機会均等法改 正（セクハラについて の事業主配慮義務規 定）</li> <li>・ 労働基準法一部改正（女 子保護規定の廃止等）</li> <li>・ 介護保険法制定</li> <li>・ 男女共同参画審議会設 置（法律）</li> </ul>		



	国 連	日 本	山 梨 県	甲 府 市
平成10年 (1998年)		・男女共同参画審議会より「男女共同参画社会基本法」答申	・「やまなしヒューマンプラン21」策定	・「こうふ女性プラン」について女性団体からの意見・提言集約
平成11年 (1999年)		・男女共同参画社会基本法施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布、施行		・「甲府市女性交流センター」開設 ・「男女共同参画に関する市民意識実態調査」実施
平成12年 (2000年)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)「政治宣言」「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書」採択	・「男女共同参画基本計画」策定 ・児童虐待防止法施行 ・ストーカー規制法施行	・男女共同参画に関する県民意識実態調査	・第10期女性問題懇話会委嘱 ・新こうふ女性プラン策定委員設置 ・第10期女性問題懇話会から提言
平成13年 (2001年)		・中央省庁党改革により内閣府男女共同参画局設置 ・DV防止法施行 ・男女共同参画会議設置 ・第1回男女共同参画週間 ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定		
平成14年 (2002年)		・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	・「山梨県男女共同参画計画(ヒューマンプラン)」策定 ・「山梨県男女共同参画推進条例」制定 ・男女共同参画審議会設置	・「こうふ男女共同参画プラン」策定
平成15年 (2003年)		・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ・女子差別撤廃条約実施状況第4・5回報告審議 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行		・「甲府市男女共同参画推進条例」施行 ・「男女共同参画課」設置 ・「男女共同参画センター」、「女性総合相談室」開設 ・「男女共同参画審議会」設置 ・「甲府市男女共同参画推進連絡協議会」設置
平成16年 (2004年)		・「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正及び同法に基づく基本方針の策定	・女性センターを統合して「男女共同参画推進センター」に名称変更	
平成17年 (2005年)	・「第49回国連婦人の地位向上委員会(北京10)」が開催。「重大問題領域における行動および更なる行動とイニシアティブ」宣言	・「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施



第4次こうふ男女共同参画プラン

	国 連	日 本	山 梨 県	甲 府 市
平成18年 (2006年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定</li> <li>・「男女雇用機会均等法」改正</li> <li>・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催</li> <li>・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第2次山梨県男女共同参画計画」策定</li> </ul>	
平成19年 (2007年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正DV基本方針改定</li> <li>・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正</li> <li>・「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ</li> <li>・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「やまなし女性の知恵委員会」設置</li> <li>・「山梨県男女共同参画企業懇話会」開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第2次こうふ男女共同参画プラン」策定</li> </ul>
平成20年 (2008年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定</li> <li>・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「甲府市男女共同参画推進委員会」設立</li> </ul>
平成21年 (2009年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「DV相談ナビ」開始</li> <li>・男女共同参画シンボルマーク決定</li> <li>・「育児・介護休業法」改正</li> <li>・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第2次山梨県配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定</li> <li>・男女共同参画課を県民生活・男女参画課と改称</li> <li>・男女共同参画推進センターに指定管理制度導入</li> </ul>	
平成22年 (2010年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「改正育児・介護休業法」施行</li> <li>・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> <li>・APEC第15回女性リーダーズネットワーク（WLN）会合</li> <li>・第8回男女共同参画担当者ネットワーク（GFPN）会合</li> <li>・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲法」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画に関する県民意識・実態調査実施</li> </ul>	

	国 連	日 本	山 梨 県	甲 府 市
平成23年 (2011年)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）発足			・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施 ・「男女共同参画課」から「人権・男女共同参画課」男女参画係へ
平成24年 (2012年)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定 ・「公的年金制度の財政基盤及び最低保証機能の強化等のために国民年金法等の一部を改正する法律」制定 ・「子ども・子育て関連3法」制定	・「第3次山梨県男女共同参画計画」策定	
平成25年 (2013年)	・第58回国際婦人の地位委員会	・若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正	・「第3次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	・「甲府市男女共同参画都市宣言」実施
平成26年 (2014年)		・「次世代育成支援対策推進法」改正 ・「雇用保険法」改正	・「やまなし企業子宝率調査」実施	
平成27年 (2015年)	・第59回国連婦人の地位委員会（北京+20）開催（ニューヨーク） ・国連サミット「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）採択	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定	・「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」実施 ・「女性の活躍支援事業」開始	・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成28年 (2016年)		・G7伊勢志摩サミット開催「女性の能力開花のためのG7行動指針」等に合意		
平成29年 (2017年)		・「育児・介護休業法」改正	・「第4次山梨県男女共同参画計画」策定	・「第3次こうふ男女共同参画プラン」及び「甲府市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」策定
平成30年 (2018年)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行	・「やまなし性暴力被害者サポートセンター」開設	
令和元年 (2019年)		・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 ・「DV防止法」改正 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「育児・介護休業法」改正 ・W20サミット日本開催	・「第4次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定 ・「やまなし女性の活躍推進ネットワーク会議」設置	
令和2年 (2020年)	・第64回国連婦人の地位委員会（北京+25）開催（ニューヨーク）	・性犯罪・性暴力対策の強化の方針決定 ・「第5次男女共同参画基本計画」策定	・県民生活・男女参画課を県民生活総務課に改称 ・「男女共同参画に関する意識調査」実施	・「日本女性会議2021 in 甲府」プレ大会の開催



## 第4次こうふ男女共同参画プラン

	国 連	日 本	山 梨 県	甲 府 市
令和3年 (2021年)		<ul style="list-style-type: none"><li>・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・「男女共同参画先進県」として「取り組み断行宣言」を発表</li><li>・男女共同参画・女性活躍推進監の設置</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・「日本女性会議2021 in 甲府」大会の開催</li></ul>
令和4年 (2022年)		<ul style="list-style-type: none"><li>・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立</li><li>・「ストーカー行為等の規則等に関する法律」一部改正</li><li>・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」一部改正</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・「第5次山梨県男女共同参画計画」策定</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施</li><li>・「こうふまちづくりラウンジ」による市長への提言</li></ul>
令和5年 (2023年)				<ul style="list-style-type: none"><li>・「第4次こうふ男女共同参画プラン」及び「第2次甲府市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」策定</li></ul>

## 2 日本国憲法（抄）

公布 昭和21年11月3日

施行 昭和22年5月3日

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

### 第2章 戦争の放棄

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国

際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

- ② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

### 第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

- ② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

- ③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。



第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

#### 第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第98条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。



### 3 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号  
最終改正：平成11年12月22日法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下





に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画

(以下「市町村男女共同参画計画」という。)  
を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の

促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。



## 第4次こうふ男女共同参画プラン

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

[後略]

## 4 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

昭和60(1985)年批准

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び

支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

### 第1部

第1条 この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女





子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条 締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条 締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

#### 第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条 締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条 締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

#### 第2部

第7条 締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条 締約国は、国際的に自国政府を代表し

及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

#### 第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

#### 第3部

第10条 締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する

同一の機会

- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

#### 第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入す



ること。

- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその

開発から生ずる利益を受けるとを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続きのすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わな



い。)を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

#### 第16条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

#### 第5部

#### 第17条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置す

る。委員会は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後は二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、



## 第4次こうふ男女共同参画プラン

委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

### 第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
  - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
  - (b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

### 第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

### 第20条

- 1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

### 第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から

意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。
- 第22条 専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

### 第6部

第23条 この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条 締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

### 第25条以下省略

## 5 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（抄）

昭和47年7月1日法律第113号

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等
  - 第1節 性別を理由とする差別の禁止等（第5条—第10条）
  - 第2節 事業主の講ずべき措置（第11条—第13条）
  - 第3節 事業主に対する国の援助（第14条）
- 第3章 紛争の解決
  - 第1節 紛争の解決の援助（第15条—第17条）
  - 第2節 調停（第18条—第27条）
- 第4章 雑則（第28条—第32条）
- 第5章 罰則（第33条）
- 附則

### 第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

（基本的理念）

第2条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

（啓発活動）

第3条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（男女雇用機会均等対策基本方針）

第4条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項
- 二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前2項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

### 第2章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

#### 第1節 性別を理由とする差別の禁止等

（性別を理由とする差別の禁止）

第5条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を



与えなければならない。

第6条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

- 一 労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練
- 二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であって厚生労働省令で定めるもの
- 三 労働者の職種及び雇用形態の変更
- 四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

（性別以外の事由を要件とする措置）

第7条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であって労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

（女性労働者に係る措置に関する特例）

第8条 前3条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

（婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等）

第9条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第2項の規定による休業をしたことその他の妊娠

又は出産に関する事由であって厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

4 妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

（指針）

第10条 厚生労働大臣は、第5条から第7条まで及び前条第1項から第3項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

2 第4条第4項及び第5項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

#### 第2節 事業主の講ずべき措置

（職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置）

第11条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第4条第4項及び第5項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置）

第12条 事業主は、厚生労働省令で定めると



ころにより、その雇用する女性労働者が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第13条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

3 第4条第4項及び第5項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

### 第3節 事業主に対する国の援助

第14条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

- 一 その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析
- 二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善するに当たって必要となる措置に関する計画の作成
- 三 前号の計画で定める措置の実施
- 四 前3号の措置を実施するために必要な体制の整備
- 五 前各号の措置の実施状況の開示

## 第3章 紛争の解決

### 第1節 紛争の解決の援助

(苦情の自主的解決)

第15条 事業主は、第6条、第7条、第9条、第

12条及び第13条第1項に定める事項(労働者の募集及び採用に係るものを除く。)に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関(事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。)に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るよう努めなければならない。

(紛争の解決の促進に関する特例)

第16条 第5条から第7条まで、第9条、第11条第1項、第12条及び第13条第1項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)第4条、第5条及び第12条から第19条までの規定は適用せず、次条から第27条までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

第17条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

### 第2節 調停

(調停の委任)

第18条 都道府県労働局長は、第16条に規定する紛争(労働者の募集及び採用についての紛争を除く。)について、当該紛争の当事者(以下「関係当事者」という。)の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第1項の紛争調整委員会(以下「委員会」という。)に調停を行わせるものとする。

2 前条第2項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

第19条 前条第1項の規定に基づく調停(以下



この節において「調停」という。)は、三人の調停委員が行う。

2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

第20条 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

2 委員会は、第11条第1項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争に係る調停のために必要があると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事者のほか、当該事件に係る職場において性的な言動を行ったとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第21条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第22条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第23条 委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切ったときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

(時効の中断)

第24条 前条第1項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第2項の通知を受けた日から三十日以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

(訴訟手続の中止)

第25条 第18条第1項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、4月以内の期間を定めて訴訟手続

を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。

二 前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第1項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第1項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。(資料提供の要求等)

第26条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(厚生労働省令への委任)

第27条 この節に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

#### 第4章 雑則

(調査等)

第28条 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第29条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(公表)

第30条 厚生労働大臣は、第5条から第7条まで、第9条第1項から第3項まで、第11条第1項、第12条及び第13条第1項の規定に違反

している事業主に対し、前条第1項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(適用除外)

第32条 第2章第1節及び第3節、前章、第29条並びに第30条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第2章第2節の規定は、一般職の国家公務員（行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第2条第2号の職員を除く。）、裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和22年法律第85号）の適用を受ける国会職員及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第5項に規定する隊員に関しては適用しない。

## 第5章 罰則

第33条 第29条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則（平成28年3月31日法律第17号）抄  
（施行期日）

第1条 この法律は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第7条の規定並びに附則第13条、第32条及び第33条の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第13条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第33条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。





## 6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号

最終改正：令和4年6月17日法律第68号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを

変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにする

よう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。



### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴

力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。



## 第四章 保護命令

## (保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居

から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
  - 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命



令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることが

できる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。





- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
  - 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。



(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資する

ため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
  - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
  - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
  - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの



二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円

以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものとの同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



## 第4次こうふ男女共同参画プラン

附 則 （令和四年五月二五日法律第五二号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号）

抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日。

## 7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号

最終改正：令和4年10月1日法律第12号

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

#### (基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由により

やむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

#### (事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

### 第二章 基本方針等





(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項にお

いて「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更した



- ときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。

働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。



(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取

り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する

募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規

定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情





について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表  
(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
  - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活にお

ける活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置  
(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)





第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

#### 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三一日法律第一四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規

定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和三十五年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一



## 第4次こうふ男女共同参画プラン

年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日
- 二 略
- 三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条

の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

## 8 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

平成30年5月23日法律第28号

最終改正：令和3年6月16日法律第67号

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職(以下「公選による公職等」という。)にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること(以下「政治分野における男女共同参画」という。)が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、

性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則(次条において単に「基本原則」という。)にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団





## 第4次こうふ男女共同参画プラン

体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取り組みに資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの(次項において「社会的障壁」という。)及び国内外における当該取り組みの状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供(同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。)を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取り組みに資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取り組みの状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(環境整備)

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取り組みを積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に関する施策を講ずるものとする。

(その他の施策)

第十一条 国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年六月一六日法律第六七号)

この法律は、公布の日から施行する。



## 9 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和4年5月25日法律第52号

### 目次

第一章 総則（第一条—第六条）  
 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）  
 第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）  
 第四章 雑則（第十六条—第二十二条）  
 第五章 罰則（第二十三条）  
 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

#### （基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な

支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日



本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等  
（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容及び実施に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のため

の施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等  
（女性相談支援センター）

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難

な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。))並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に





じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第三百三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を

行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

#### 第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受け取ることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題

を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

## 第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。





一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、

これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一五日法律第六六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

（政令への委任）

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

## 10 甲府市男女共同参画推進条例

平成15年3月26日条例第2号

目次

前文

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 性別による権利侵害の禁止（第7条）

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第8条～第15条）

第4章 甲府市男女共同参画審議会（第16条）

第5章 雑則（第17条）

附則

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、甲府市では、これまで国際社会や国内の動向を踏まえつつ、男女平等の実現に向けた様々な取組を進めてきた。しかしながら、依然として、性別によって役割分担を固定的にとらえる意識やこれに基づいた社会における制度又は慣行が存在し、真の男女平等の達成にはいまだ多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化、情報化、国際化の進展等、社会情勢が大きく変化する中で、生き生きとした豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、社会のあらゆる分野においてその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが必要である。ここに、私たち甲府市民は、男女共同参画社会の実現に向けた取組を力強く推進することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の

実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会



## 第4次こうふ男女共同参画プラン

の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。

(5) 男女が、それぞれの性について理解を深めることで、性と生殖に関し、互いの意思が尊重され、生涯にわたる健康と安全が確保されること。

(6) 男女共同参画の推進に向けた取組が、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力して男女共同参画の推進に関する施策を実施するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組み、男女が共同して事業活動に参画することができる体制及び職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### 第2章 性別による権利侵害の禁止

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他

の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、配偶者等に対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

### 第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、甲府市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進体制の整備)

第9条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(広報活動等)

第10条 市は、男女共同参画に関する市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動、意識の啓発、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画に関する教育及び学習の推進)

第11条 市は、教育及び学習を通じて市民が男女共同参画に関する理解を深めることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画の推進に向けた支援)

第12条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動又は取組を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情処理又は相談への対応)

第13条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての市民又は事業者からの苦情の適切な処理のために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為についての市民又は事業者からの相談に、関係機関と協力して適切に対応するよう努めるものとする。

3 第1項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、甲府市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(調査研究)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査研究を行うものとする。

2 市長は、必要があると認める場合は、市民及び事業者に対し、男女共同参画の状況に関する調査について協力を求めることができる。

(年次報告及び公表)

第15条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

#### 第4章 甲府市男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

第16条 男女共同参画の推進に関する基本的事項について調査審議するため、甲府市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の求めに応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 男女共同参画の推進に関すること。

3 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、男女共同参画に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員20人以内で組織する。

5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

6 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の

委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員は、再任されることができる。

9 審議会に、必要に応じ専門の事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 雑則

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。





## 11 甲府市男女共同参画都市宣言

私たち甲府市民は、長い歴史と美しい自然に恵まれたふるさと甲府市を誇りにしています。人間らしく生きることを最高の価値として考え、多様性を重んじる持続可能な社会を目指し、平和で幸福な生活が営める人間関係を、ここ甲府市で築きます。私たち甲府市民は、男女が平等で、それぞれの尊厳を重んじ、一人ひとりがいきいきと活躍できる社会の実現を目指し、ここに「男女共同参画都市」を高らかに宣言します。

1. 物事を決めるすべての場面で「男女がともにいる風景」をつくります。

解説

「物事を決めるすべての場面で『男女がともにいる風景』をつくる」とは、年齢・性別・障がいの有無・国籍等に関わらず、すべての男女があらゆる社会活動の場面に主体的に参画できるようにする、ということです。

1. 一人ひとりを大切にし、互いの人権を認め守り合う社会（まち）をつくります。

解説

「一人ひとりを大切にし、互いの人権を認め守り合う社会（まち）」とは、人間が人間として生きることを最高の価値と考え、個人としての尊厳を重んじる社会のことです。またそれは、互いの人権を認め守り合うことから人間関係をスタートさせ、生活のあらゆる場面において国家・社会・家庭内における暴力を防止し、容認しない社会のことです。この考え方を受けて、男女共同参画社会基本法は5つの基本理念を掲げ、その第1の基本理念として「男女の人権の尊重」を規定しています。

1. 男女の特性に基づく差別をなくし、社会的因習や慣習を正します。

解説

男女の特性には生物学的特性と社会的特性とがあり、この両者ははっきりと区別されなければなりません。ここにいう「男女の特性」と

は社会的特性のことで、ジェンダーといいます。例えば、女性が「家庭的であり」「依存心が強い」という社会的特性を持っているという理解は誤解であり決めつけです。同様に、男性が「冒険心があり」「頼りがいがある」という社会的特性を持っているという理解もまた誤解であり決めつけです。これらの社会的特性は、本来的なものではなく、人間が社会的環境により作り上げたものです。ですから、置かれた環境が変われば、この社会的特性も変化していくものなのです。

ここにいう「社会的因習」とは、生物学的な特性を忌み嫌うような古くから伝わっている風習のことです。例えば、“神輿は男が担ぐものだ”“女人禁制の聖地”といった思考や行為がそれにあたります。

ここにいう「慣習」とは、ジェンダーバイアスに基づく固定的な性役割分担のことです。すなわち、社会的特性としてのジェンダーに基づく偏見や歪んだ思考によって、男の役割と女の役割とに分担し合い、それが固定化された行為のことです。例えば、“自治会長は男性になるものだ”“女は化粧をし男はしない”“男は外で働き女は家を守る”“女性に対してだけ寿退社がある”“育児や介護は女性がするべきだ”といった思考や行為がそれにあたります。

上述を踏まえて、ここにいう「男女の特性に基づく差別をなくし、社会的因習や慣習を正す」とは、生物学的な違いが不利にならないように十分に配慮し、個々の人間が自分らしい生き方を選択できる社会にすることです。

1. 男女がともに支え合い、生涯をとおした健康づくりをします。

解説

「人間は生まれてから死ぬまで男・女という性を持ち続ける存在である」と考えますので、例えばお年寄りだからといって性的な存在でなくなるというものではありません。この考え方が前提となります。

その上で、ここにいう「男女がともに支え



合い、生涯をとおした健康づくり」とは、男女が互いの性を理解し認め合い尊重し合って、ライフステージのさまざまな場面で自分の身体（からだ）に関し自分で決められる力を養い、生涯にわたり心身両面において健康の保持増進を図ることです。

1. 互いの人格を尊重した温かい地域や家庭をつくります。

解説

「自立した男女が共に家庭を築いていく」という考え方に立って、男女が育児・介護等の家事を共に担い合う仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた家庭づくりを目指すとともに、互いに自立した人格をもつ男女として尊重し合う地域づくり・共同体づくりを目指します。

1. 「ひとりの人間」として働く意欲や能力が公平に活かされる社会（まち）をつくります。

解説

労働は、人間が「人間として生きる」ために欠かせないものです。男女が、働く場を等しく提供され、働く意欲を等しく評価され、その持てる能力を向上発揮できる機会を等しく与えられ、そうして生き生きと働き続けられる、そんな社会づくりを目指します。

以上



## 12 用語の解説

行	用語	説明
あ	アンコンシャス・バイアス	自分自身では気づいていない「無意識の偏ったモノの見方」のこと。 例えば、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に同感していなくても、「親が単身赴任中」と聞いて、父親を想像したり、「保育士・看護師の友人」と聞いて、女性を思い浮かべてしまうなど、その人の過去の経験や知識などにより、性差に関し無意識に何気ない発言や行動として現れること。
	エンパワメント	能力や権限を与えるという意味の言葉。女性のエンパワメントとは、男女共同参画社会の実現のために、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った主体的な存在として、その力を発揮し、行動していくこと。
か	家族経営協定	家族で農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。
	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を促す教育。
	固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方。
さ	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス /sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー /gender）という。
	市総合計画	総合的かつ計画的な行政運営の指針となるもので、まちづくりの目標を明らかにし、これを達成するための施策や事業を示すもの。 現在の「第六次甲府市総合計画」においては、将来の都市像を「人・まち・自然が共生する未来創造都市 甲府」としている。
	性自認	自分の性別をどのように認識しているのか、どのような性別に帰属意識を持続的に持っているか（持たないか）、という自己認識のこと。
	性的指向	恋愛・性愛がどの性別を対象とするか、しないかを示すもの。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛、他者に向かない無性愛などがある。
	性的マイノリティ	性的少数者、セクシュアルマイノリティともいう。性的指向、性的自認などの性の領域に関して社会的に少数派のこと。 LGBTQ は、性的マイノリティのうち代表的なカテゴリーの英語の頭文字をとって作成された言葉で、Lesbian（レズビアン）は同性に性的指向が向く女性、Gay（ゲイ）は同性に性的指向が向く男性、Bisexual（バイセクシュアル）は同性も異性にも性的指向が向く人、Transgender（トランスジェンダー）は出生時に割り当てられた性とは異なる性自認を持つ人等を意味する。Qは2つの意味を持ち、Questioning（クエスチョニング）は性的指向や性自認が分からない、決めていない人等、Queer（クィア）は伝統的・社会的規範に当てはまらない多様な性の在り方等を意味する。

行	用語	説明
さ	セクシュアル・ハラスメント	相手の意に反した性的な性質の言動により、相手に不快感を与えることや、相手の生活環境を害する行為をいう。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々なものが含まれる。
た	男女共同参画社会	「男だから、女だから」といった性別にこだわることなく、だれもが個性と能力を発揮し、家庭・職場・地域など、社会のあらゆる分野に参画する機会があり、利益も責任も自らが担い、自分らしく生き生きと暮らすことができる社会。
	デートDV	恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者等を除く）の一方から他方に対して振られるあらゆる形の暴力のこと。身体的な暴力だけでなく、精神的、性的な暴力のほか、借りたお金を返さないなどの経済的暴力や、家族や友人との付き合いを制限するなどの社会的な暴力も含まれる。
	DV	Domestic Violence の略語。配偶者やパートナー、恋人を含む親密な関係にある、またはあった者から振られるあらゆる形の暴力のこと。身体的な暴力だけでなく、精神的、性的、経済的、社会的な暴力も含まれる。
は	パワーハラスメント	職場等での優越的な関係を背景とした言動であって、業務上適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為をいう。
	フレイル	健康と要介護の中間の、身体や心の機能が低下した虚弱状態のこと。
ま	マタニティ・ハラスメント	妊娠、出産、育児休業等を理由として不利益な取扱いを行うこと。
	見えない家事	シャンプー・洗剤・ハンドソープなどの補充、ごみの分別、夕飯の献立を考えるなど、誰かがやらなければ困る細かな家事のこと。料理・洗濯・掃除のような代表的な家事に付随しているため、気づきにくいのが特徴。
	メディアリテラシー	メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のこと。
ら	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	「性と生殖に関する健康と権利」と訳される。女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であることをリプロダクティブ・ヘルスと呼び、このリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利をリプロダクティブ・ライツという。
	ロールモデル	将来目指したいと思う、模範となる存在であり、スキルや具体的な行動を、学んだり模倣をしたりする対象となる人材のこと。
わ	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」のこと。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。



---

第4次こうふ男女共同参画プラン  
～あなたも、私も、だれもが自分らしく生きるまち～

令和5年3月

発行：甲府市 市民部 市民総室 人権男女参画課

〒400-8585

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

電話：055-237-5209

FAX：055-222-2062

---



